

平成26年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成26年9月17日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（1名）

16番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

---

## 開議の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 黒田芳弘君と、5番 船渡洋子君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

10番 道下和茂君の発言を許します。

### ○10番（道下和茂君）

おはようございます。

本日の一番として、この演壇に立ちまして、いささか緊張をいたしておりますが、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして2項目について質問をさせていただきます。

昨日の質問の中でも災害関連の質問が大変多くございましたように、ことしの夏は全国的に豪雨による被害が多く発生し、そのためにお亡くなりになりました方々、心より哀悼の意を表し、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、7月10日の台風11号では、市北部では人的被害はなかったものの、住民の避難や誘導に当たりました消防団員を初め、関係者に、使命・職務とはいうものの、その御尽力に対しまして感謝を申し上げます。また、根尾門脇地内で設置されております猿の捕獲おりでございますが、設置周辺では事業成果を十分に達成し、効果を上げております。周辺集落の住民の皆様のお話によると、以前のように集団で出沒することがなくなり、農作物への被害の減少が確実にあらわれており、大変ありがたいと、喜びと感謝の声が聞こえてきます。こうした取り組みに対しましても、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げ、本題の質問に入らせていただきます。

まず最初に、1項目めのマイナンバー制度についてお伺いをいたします。

国におきましては、全ての国民に番号を割り振りする共通番号制度関連法案が25年5月に成立し、

今後複数の機関に存在する個人情報や、同一人の情報であることの確認を行う基盤として27年10月より個人番号の付与及び通知、そして28年1月よりカードが交付され、国の機関間による情報連携が開始され、同年7月から国と地方自治体間でもやりとりが可能になり、29年秋には、最も懸念される民間での活用など利用拡大が検討されると聞いております。運用開始では、適切なセキュリティー対策を講じて情報管理を行っていくことが大変重要なため、お尋ねをいたします。

なお、今回の質問では、政策提案や反対の意を表するものではなく、留意を促すものになりますのでよろしくお願いをいたします。

1項目めの①を市長にお伺いします。

対象者が希望者のみの住基台帳とマイナンバー制度の違いは、大きく言えば情報量とカードを渡される人の範囲の違いではないかと思えます。この国の制度変更とはいえ、地方自治体においても行財政事務に大きな変革をもたらす制度だと重く受けとめて、考えております。また、地方自治体には、それぞれの地域に対応した特別な制度があります。せっかくなら、マイナンバー制度の変革をきっかけに、それらもあわせて変えていくことも必要ではないかと考えます。

そこで、制度成立を受け、情報管理の現況と制度下での情報管理ではどのような違いがあり、変化や対応が迫られると考えますか、また、そのためにはどのような対応が必要であるか、市長にお伺いいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、マイナンバー制度につきましての御質問にお答え申し上げます。

今、道下議員のほうからマイナンバー制度の運用に伴って、仕組み等ということのお話がありました。改めてもう一度マイナンバー制度の仕組み、そしてそれに伴って、どういう住民に影響があつて、また情報管理がどういう形になるのかと。そしてまた、市として今どのような取り組みをしているかということにつきまして、ちょっと概略を御説明申し上げたいというふうに思っております。

マイナンバー制度というのは、複数の機関に存在いたします個人の情報を、同一人物の情報であるということの確認を行うためのものございまして、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラであるというふうに政府のほうではおっしゃります。そういうふうに法律の制度がなっております。

仕組みの概略を申し上げますと、国の行政機関、地方公共団体などにおきまして、社会保障、税、災害対策などで保有いたします個人情報を個人ごとに付与されますマイナンバーと結びつけて効率的に情報の管理を行うということで、関係する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実に情報連携することができるようにするというところでございます。

このため、市民の皆様には、年金、雇用保険、医療保険の手続、また生活保護、児童手当その他

福祉の給付、確定申告などの税の手続などで申請書等にマイナンバーの記載を求められるということになると思います。

そういうことによりまして、関連の書類等といろいろ一つ一つの手続について、いろいろ書類が要るんですけど、そういったものを簡略化するという仕組みにもなっているということで、後ほどそういうお話もあろうかと思えますけれども、そういう仕組みになっておりまして、皆さん方は、申請時には自分のナンバーを出すということが求められるというふうになっております。

また、個人情報、今までも情報法というのがそれぞれ各市町村におきましてもしっかりとした情報保護というのをやっておるわけでございますけれども、今回、こういった国・県、それから市町村も続いて情報のやりとりができるということになりますので、それをしっかりと個人情報を保護しなきゃいけないということで、さまざまな制約をつくっております。まず1つ目は、法律や条令で定める場合を除きまして、それぞれこういったマイナンバーを使ってやったその情報を収集・保管するということは禁止をされております。ただ、こういう手続上に見るだけで、その後の情報をそれぞれ使ったところが収集・保管するということは禁止されていると。これは、法律とか条令で持っていないよということが決まっているものはやるんですけども、それ以外のものはできないということでございます。

また、一番大事な国民の皆さん、それぞれマイナンバーでいろいろ情報収集をされた方々、それはマイポータル、いわゆる情報提供と記録開示システムというので、パソコン等を通じてどこの行政機関が自分に関する情報を使ったかということも確認ができる仕組みが構築されるようになっていくということで、個人の方々が知らない間に自分の情報があちこちに使われているということがないように、確認は国民自身も確認ができる仕組みになっております。

また、こうした個人番号の取り扱いを監視、監督する特定個人情報保護委員会というのも、専門家の方々を構成とする、その方々での委員会も設置されて、こうした情報のやりとり等も、そしてまた、それに伴ういろいろな問題を解決する特定個人情報保護委員会というのも設置されるということになっております。

また、現在、年金とか雇用とか医療とか、いろいろなそういう大まかな話をしていますけれども、これから具体的にどういうものやっていくかというのは、これから法律や条令で事細かに決めていくということになってきておりまして、法律とか条令で定めるもの以外のものには、このマイナンバーを使って情報のやりとりはできないということになっております。したがって、先ほどお話ございました、市においてもこれを使ってどうのこうのというのは、条例と法律等の規定に基づいて、新たにこれをマイナンバーで収集をして使っていくということを決めないと、本巢市も単独ではできないと、勝手にはできないということでもございます。

現在、本巢市におきましては、こうした制度の導入を受けまして、今現在、本巢市が行っております状況を申し上げますと、本年度は関係システムの改修等に伴う研究と情報共有ということを目的に、岐阜県の市町村行政情報センターの主催によります社会保障・税番号制度合同コンサルタントというのに職員を派遣して、また勉強もさせていただくというふうにいたしておりますし、また

個人番号利用事務の特定と個人情報保護評価ということを実施するために、事前準備ということで、専門の機関でもございます株式会社ぎょうせいと社会保障・税番号制度導入に伴う個人情報保護制度対策支援業務という契約を締結いたしまして、今その準備を進めることにしております。

また、関係例規の改正及び制定につきましても、同様にこういうことを予定しているところでもございます。

住民基本台帳システムの改修につきましては、本年度より実施いたしまして、税務システムや各種関係システム等の改修につきましても、来年度の本格施行の前に準備を進めていくということで、来年度にそういうものに向けての準備もやっていく予定にいたしております。

現在の状況はこういうことでございます。いずれにいたしましても、これから個々に中身が固まってまいりまして、どういう部分でどういうのが出てくるかというのが、これからおいおい固まってくるということでございまして、それを踏まえて、これからは適正に、またそして情報漏れ等々、そしてまた国民の皆さん方、また市民の皆様方に不安を与えることがないような制度として構築されることを期待しておりますし、また我々もそういうことに向かって頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今、市長の答弁の中で、次にお伺いしますメリット・デメリットの要素も含みながら、市長、説明をいただきました。また、行程につきましては、それぞれ今後実施に向けて進んでいきたいという答弁でございましたが、それを受けまして、次以降、質問をさせていただきます。

次に、②の番号制度の行政、住民のメリット・デメリットについて総務部長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、メリット・デメリットについてお答えさせていただきます。

メリットといたしましては、市民の方にとりましては、各種手当の申請等の関係書類を、今まで各関係機関を回って書類をそろえていただきましたが、それらの行政手続に必要な情報を市が他の行政機関へ照会することで直接取得することが可能となりますので、提出書類の簡素化が図られることとなります。また、マイポータルのお知らせサービス等によりまして、自分の情報のやりとりを確認することもできます。

また、行政といたしましては、行政機関や確認作業時の手間と時間、転記、照会、電算入力ミス等の軽減が見込まれます。

なお、デメリットといたしましては、具体的には示されておりませんが、番号法で個人番号利用事務及び特定個人情報として示される事項の主務省令が示されたところでございます。運用開始までの調整期間が短いことに加え、情報を管理するための初期導入の経費、並びに情報連携のための中間サーバーや宛名管理システムなどの整備、保守に係る経費負担の増が考えられます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

②につきまして、2点ほど再質問をさせていただきます。

ただいま総務部長、初期投資の費用が云々と申しましたが、初期の投資額や維持管理費は、おおよそ本市でどの程度になりますか、お尋ねをいたします。

それから2点目に、番号だけで多くの情報が知られることになれば、目的の項目だけを行政担当が見られるようにすることも考えておりますか、2点お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

まず、1点目の御質問でございますが、初期の投資額や維持管理費でございますが、本年度の取り組みといたしましては、合計で約1,700万円ほどを予定しています。

主なものといたしましては、社会保障番号制度のシステム整備費に係るもので1,100万ほどでございます。また、来年度以降の各種関係システムの改修等につきましては把握できておりませんので、初期の投資額としてはお伝えする段階ではございません。

また、参考までに、中間サーバー・プラットフォームの利用に関しましても、運用に係る経費及び保守に係る経費の負担、国庫補助10分の10を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、質問の2点目でございますが、目的の項目だけを行政担当が見られるのかという御質問でございますが、まず取り扱う特定個人情報につきましては、業務ごとに個人情報保護評価を実施する団体におきまして、行政担当者のほかのシステム業者も含めまして取扱者を把握することになります。よって、該当する業務に携わる担当者を特定いたしまして、権限を与えまして、アクセス制限をすることでアクセスできる人の制御と管理することを考えております。全ての職員が全ての特定個人情報を見るということではできませんので御了承願います。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、③について伺います。

マイナンバー制度においては、今まで以上に重要な情報管理が求められることは誰しもが推測されるところでございますが、例えば、単純な打ち込みのミスが市民の財産管理にとんでもない事態につながるとか、今話題に上がっております、なりすましの被害、これらが訴訟問題につながりかねない。今世間で、テレビでもよく見るわけですが、想定外という言葉は本当に最近よく聞きますが、そうした言葉を使わないように、各職掌間による連携の担当者会議、また検討委員会などを設け、ネットワークをシステム管理規定によりセキュリティーポリシーを遵守し、意識を持って厳重に情報管理を行っていただきたい。

そこで、③の自治体職員の仕事はどう変わり、住民サービスはどう変わっていきますか、総務部長にお伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、職員の仕事と住民サービスの変化についてお答えさせていただきます。

先ほどの制度の運用に伴いますメリットにも挙げさせていただきましたが、社会保障、税に係る行政手続におきましては、申請者が添付書類を付すのではなく、申請を受けた行政機関等が各種機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類の簡素化がされることとなります。

そのためにも、市の業務といたしまして、他部署に情報を連携できる個人情報の利用と、市教育委員会や他の地方公共団体などと情報連携する特定個人情報の提供ができるよう、特定個人情報を独自利用する対象事務の選定と評価、また条例などの整備を行う必要が出てまいります。

また、現在も個人情報を厳格に管理しておりますが、個人情報保護対策として業務ごとに職員認証による操作者の特定を行うことで、必要のない特定個人情報の閲覧や更新等が行えないように、さらに一層厳格な権限の管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

**○議長（若原敏郎君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

今、総務部長答弁を賜りました。

この件は結構でございますが、例えば、先ほど来いろいろお話が出ております節型情報提供で住民の損失を回避させることができるとか、また行政側からの情報提供だけでなく、マイポータルの利用で登録させている自分の特定個人情報の使われ方が確認できることや、行政機関などへの手続を1つで済ませることができるワンストップサービスになりますと、インターネットを利用する機会は増加すると考えられます。そうしたことから、不正流出や盗用などの被害が懸念されてまいり

ます。

そこで、総務部長にお伺いします。

④の制度実施後の情報管理の対応や体制を伺います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、制度実施後の情報管理の対応と体制についてお答えさせていただきます。

番号制度が導入されましても、従来どおり個人情報には各行政機関等が保有しまして、他の機関の個人情報が必要となった場合に限り、情報の提供ネットワークシステムを利用いたしまして情報の照会やら提供を行うことができる分散管理の方法がとられます。

行政の効率化という番号法の趣旨からも、中間サーバーにおけます情報管理ネットワークシステムを利用いたしまして情報連携を行うことが望ましいと考えております。そのためには、平成28年3月ごろまでに、情報提供ネットワークシステムへ接続テスト等を実施できる環境を整備しておく必要がございます。

また、新たに市民の皆様におきましては、先ほどメリットとして申し上げましたマイポータルを利用することで、自分の特定個人情報が、いつ、誰が、どのような目的で利用されたのかを確認することができますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、3点ほど再質問をさせていただきます。

るる述べられてみえますので重複するかもわかりませんが、改めてお聞きをいたします。

マイナンバー法や個人情報保護条例などに従って、適切な個人情報の保護を行っていく上で考えられております体制をどのように考えていますか。

それから2点目に、条例などを制定し、本巢市では各部局間における特定個人情報の利用を考えておりますか。

3点目に、こうした個人情報に関することは、特に窓口業務では、これまで以上に職員の意識が萎縮して、過剰な対応や形式的、無機質な対応で市民が困惑するようなことも起きるのではないかと危惧をいたします。そうしたことにどのような対応をしていこうと考えておみえですか、お聞きします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

まず、1点目の御質問の適切な個人情報の保護に係る体制についてでございますが、まだ現在のところ個人情報の取扱許可とか、はっきりしないところがありますので、職員体制とか、その管理体制とかはまだ不明瞭な点多うございます。そういった中で番号制度が導入されましても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保管することになりますので、引き続き個人情報保護の観点から職員の研修を実施するとともに、個人情報の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の条例制定による個人情報の利用についてでございますが、特定個人情報の提供、並びに利用につきましては、直接住民サービスにつながりますので、独自利用する対象事務につきまして精査を行いまして、選定した業務の評価と条例等の制定を行ってまいります。

それから、質問3点目の窓口業務における職員の対応についてでございますが、個人情報の取り扱いにつきましては、現行と大きく変わることはないかと考えておりますが、住民サービスの向上に直接つながります窓口業務につきましては、議員が御指摘いただいたとおり、市民が困惑しないように、リーフレットや市の広報紙などを利用いたしまして、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

私の現時点でお聞きしたいことは大体お聞きしましたが、終わりに、28年1月にカード交付、国の機関間での連携開始が同年7月、国と地方自治体でもやりとりが可能と行程を発表されていますが、今回の質問でもまだまだ不確定な部分が多くあるかと思いますが、総務省から自治体に対し、システム改修のスケジュールと導入ガイドラインも提示され、それによると、最初に各自治体内でのシステム連携テストに半年、続いて情報提供ネットワークシステムの連携、総合運用テストに1年、合計1年半をテスト期間に充てる前提となっているとお聞きをいたしておりますが、現在のまま進みますと、果たして自治体の対応が間に合うのか疑問を呈するところでございます。

この制度は、長期的に考えますと行政コストの効率化に役立つが、各職員の実務においては今以上の慎重さが求められるのではないかと考えております。制度を直接担当する総務省職員を講師として招聘するなどし、業務を直接担当する職員を対象にした研修会を持つことも必要かと考えます。また、細部にわたりましてはシミュレーションなどを行っていただき、適切な対応に努めていただきたく思います。また、今後、市の取り組みに注視してまいりますので、時々進捗を議会に報告願いますよう要望し、1項目めの質問を終わり、次の質問に入ります。

それでは、2項目めの県道270号、藤橋根尾線の整備要望を受け、市の考えをお伺いします。

本路線は、本巢市の国道157号と揖斐川町の国道417号を結ぶ広域観光ルート、西美濃夢源回廊の重要な一路線でございます。淡墨桜や徳山ダムなど全国的にも知名度の高い観光地の連携を図り、また国道417号の冠山トンネルが開通しますと、岐阜県域と北陸県域を最短距離で結ぶ道路ともなります。両県域の観光、文化の交流、産業振興にも大きく寄与すると考えております。また、本市

と友好都市であります越前市でも、国道417号の早期整備の声も大きくなっていると聞いております。あわせて、過疎化が進む本市北部の活性化にも大きな明かりをともしることになるのではないかと考えております。

現在は、本巢市と大垣市、神戸町、揖斐郡3町で設立する西美濃夢源回廊協議会で、他の路線も含めて広域観光の推進、観光PR活動や関係機関への要望が行われておりますが、残念なことには、県の整備路線から外れており、そのため道路維持は行われていますが、ここ20年余り全く改良工事は行われておりません。幅員は狭小で蛇行し、地形上非常に険しく、峠のトンネルは補強が行われたため大型車の通行が制限されております。

市長は、去る今年4月に自治会長や議員が発起人となり、住民2,500名余りの署名簿を添えた県道270号線を整備路線に位置づけするとともに、国道417号の冠山トンネルの開通に合わせ、大型車の通行可能な路線整備を強く要望すると要望書を受けられておりますが、一日も早い、トンネルを含めた道路整備が必要と考えるため、本路線への市長の所見をお伺いいたします。

まず1番目に、多くの住民から早期整備要望の署名を受け、この路線をどのように考えておみえですか、お伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、県道270号線、藤橋根尾線の整備要望を受けて、市の考えはどうかというような御質問でございます。

今、道下議員のほうから、この道路につきましての関連の情報等の御説明がございましたし、また地域の皆さんの熱い思いというのも今お話しいただきました。

私のほうから、少し路線の重要性、今置かれている現状というのを少し御説明をさせていただいて、回答をさせていただきたいというふうに思っております。

県道藤橋根尾線は、揖斐川町徳山地区の国道417号を起点に、本巢市根尾地区の国道157号に至る延長約14.5キロメートルの一般県道でございます。西濃北部地域と岐阜北部地域を結ぶ、これら2つの国道をつなぐ道路でもございます。

この道路の沿線には、根尾谷淡墨桜、また日本一の貯水量を誇ります徳山ダムなど全国的に有名な観光地に限らず、うすずみ温泉、根尾断層館、夜叉ヶ池、揖斐峡などの豊かな観光資源もございます。これらを含めまして、岐阜県の西北部に点在する各観光地を道路により回廊状につなぐ、先ほど道下議員のほうからお話ございました西美濃夢源回廊というのを関係市町で構築をいたしまして、相互連携をやりながら、本巢市、また揖斐郡の揖斐町を初めとする西濃関係の各市町村との活性化のほうに取り組んでいこうということで現在取り組ませていただいております。現在、そうした2市4町からなる協議会も立ち上げて、この西美濃夢源回廊の実現に向けて鋭意取り組みをしているところでございます。この中で、この藤橋根尾線というのは、西美濃夢源回廊の回廊の基

幹のルート、ちょうど揖斐川と本巢市を結ぶ重要な回廊の一つになっておりまして、こういう認識をいたしております。

また、同国道に関連いたしまして、現在、揖斐川町のほうに、福井県境との境において、先ほど道下議員からお話がありましたけれども、冠山峠道路が国の直轄代行事業ということで今進められておりまして、これが開通をいたしますと、まさしく西美濃と北陸が直結するということになりまして、両圏域の観光・文化の交流、また産業振興というものが大幅に促進されるんじゃないかということで強く期待もされておりました、西美濃地域の皆さん方、または岐阜県を含めて、この道路のへの期待というのも大変大きいものがございまして、また私どももこの道路ができることによって、本巢市にも大きな影響があるというふうに今思っております。

しかしながら、この路線の重要な西美濃夢源回廊でも基幹ルートになり、また、そしてこの本巢市にとっても、そしてまた岐阜地域にとっても大変活用の期待の大きい冠山峠道路が開通いたしましても、肝心の国道の、私どもの藤橋根尾線が今のような現状では、とても対応できないということでもあろうかと思えます。その現状を申し上げますと、この路線は生活道路でもございまして、路線全体の改良率が現在で約17%ということで、ほとんどが未整備の区間でございまして、先ほど来お話がございまして、大変トンネルも狭い、また道路の幅員も狭くて蛇行もし、そしてまた険しい山腹とかそういうものを通して、路肩の崩壊とか落石というもの、毎年のように、雨が降るたびに頻発しておりました、その復旧のために、本当にここ近年は、毎年のように通行どめというのが起きているのが現状でもございまして、ほとんどこの藤橋根尾線というのが生活道路でありながら、なおかつまた我々本巢市にとっても大変重要な道路でもありますけれども、年がら年中使えない大変不便な道路でもあるということでもございまして。

また、先ほどお話がございましたように、トンネルが大変狭いということもございまして、大型車の通行が規制されております。また、先ほど来から申し上げますように、道路の幅員が狭いということで車両のすれ違いもなかなか困難だというふうなこと、もろもろの問題がございまして、冠山峠道路ができるころを、しっかりとそういうものを見据えて、この路線をしっかりと整備をして、生活道路としてももちろん、また観光道路としても、そして、またこの揖斐と岐阜と西美濃地域を結ぶ基幹道路としてもしっかりと整備していただく必要があるんじゃないのかというふうに思っております。

こうした中で、先ほどお話もございましたように、根尾の地域の皆様方を中心にして、根尾だけじゃなくて、南部地域の皆様方も含めて、市民の皆様方の、先ほど道下議員は2,500名余と言われてまして、私ども、直接最初にもらったのが2,200ちょっとで、その後また追加をいただいておりますので、2,500名以上の署名をいただいて、市民の皆様方からもこの路線の早期改良というのを要望いただいております。私も、こうした2,500名の方々の声を、皆さん方の熱い思いというのを強く受けとめておりました、このために、この路線の整備促進に向けて一生懸命力を振り絞って、皆さん方の御期待に応えられるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この地域のこの道路、冠山峠道路、そして開通を見込んで、こうして

岐阜、西濃、そして北陸圏との、いわゆる結節、つながるこの道路の重要性というのを再度認識を強め、国・県等に要望をしっかりとしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま市長の所見を伺いまして、ただいま市長が述べられましたことは、本当に多くの住民が待ち望んでいる思いと合致をするものでございます。本市の北部の活性化には現在でもさまざまな施策が行われ、取り組まれており、感謝をいたしておるところでございますが、そうした中でこの路線が整備され、交流範囲が拡大することで、さまざまな施策の実行に大きく効果が発揮されると考えております。大きな予算を伴うことですが、着実に一步一步進めていく必要を喫緊の課題と考えております。

そこで、②をお伺いいたします。

今後、この路線の整備に向けた具体的な取り組みをどのように考えておみえですか、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど、藤橋根尾線の要望を受けての、この路線に対する思いというのをお答えさせていただきましたけれども、今までのこの藤橋根尾線の整備に向けての要望とかいうことは、今までも取り組んでまいったところでもございます。本巣市単独だけの岐阜土木事務所との、いわゆる市内の道路の整備の要望というのは、毎年のように、この藤橋根尾線の整備というのも要望してきておりますし、また、先ほど来お話がございましたように、西美濃夢源回廊の要望の全体の中でも、この路線を基幹道路というふうに位置づけて、県庁等へもお邪魔をして要望をさせていただいてきているところでもございますけれども、残念ながら、なかなか議員のお話のように、そしてまた地域の住民の皆さん方の御要望に応えられるような形の道路改良事業につながっていないというのが現状でもございます。

そうしたことで、今回、この2,500名近いこの市民の皆様方の署名もいただき、そしてまた地域の方々の本当に熱い思いというのも再度認識もいたしております。この路線の早期改良というのが大変重要なものだ、必要不可欠だというふうに強く認識もいたしてきておりまして、今後は、今まで以上に積極的に要望活動というのを展開していきたいなというふうに思っております。

そうした中で、こういう要望も受けまして、またしっかりとしたものをしていかなきゃいけないということで、この春以降、この本巣市を含めまして、しっかりとした要望の形にして、そして事業化に向けてしっかりとした体制をやっていかなきゃいけないだろうということになりまして、その

折には、この本巢市だけでやるんじゃなくて、この相手方でもございます揖斐郡の揖斐川町と一体となって、そして組織的にやっていく必要があるという思いをいたしまして、今現在、この組織づくりということで、この藤橋根尾線改良促進期成同盟会というのを年内に設立したいなということで、現在揖斐川町と調整を進めているところでもございます。できるだけ早期にこの同盟会を設立いたしまして、毎年この同盟会の総会等を開く中で、県等への強力な要望活動の実施につなげていきたい。そして、一日も早く冠山峠道路の整備もでございます。やはり、我々も北陸圏と直接結んでいける、そういった地域になっていかなければならないということで、一日も早くそうした道路整備ができるように、これから期成同盟会を揖斐川町と一緒に立ち上げ、そして県への要望の強力な組織として事業を展開し、また要望活動を実施していきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま具体的に市長よりお言葉をいただきましたが、具体的に申し上げますと、この県道270号線の整備を関係市町で期成同盟会を一日も早く設立し、進めていきたいというお考えでございますので、確かにさまざまな要因があろうかと推察をいたします。何事も踏み出さなくては前に進まないと考えておりますので、御期待をし、一日も早い路線整備を願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります4点について質問をしたいと思います。

まず第1点は、災害予防対策についてであります。

今一番ホットな話題ではありますけれども、これまでいろいろと議論されてまいりましたので、焦点を絞ってお伺いしたいというふうに考えています。

8月の広島のと砂災害は、本当に多くの教訓を私たちに残したというふうに思っています。異常気象という言葉が言われますけれども、この異常という事態が、実際には異常でなくなりつつあるというのが現実ではないかというふうに思います。そう考えれば、これまでの従来どおりの発想を転換することも求められているというふうに思います。

土砂災害の対策としては、1つは住民に危険箇所を周知して避難対策を整備する、そしてもう1つは、土石流の勢いを弱める砂防ダムなどの施設整備を進める、この2つが重要だというふうに考えています。この1番については、市としても積極的にいろんな形で取り組んできているというふうに思っています。問題は2番だろうというふうに思っておりますので、そこを中心にしながらお伺いをしたいというふうに思っています。

市内の土砂災害警戒区域また特別警戒区域の状況は今どうなっているのかという点について、ま

ずお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、ただいまの市内の土砂災害警戒区域、並びに土砂災害特別警戒区域の指定の状況についてお答えさせていただきます。

市内におきましての土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと申しますが、土石流警戒区域が163カ所、急傾斜地警戒区域が185カ所、合計348カ所が指定されております。また、地域別では、根尾地域が179カ所、本巣地域が155カ所、糸貫地域が14カ所でございます。

また、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンでございますが、土石流特別警戒区域が126カ所、急傾斜地特別警戒区域が185カ所の合計311カ所が指定されております。また、地域別でございますが、根尾地域では164カ所、本巣地域が134カ所、糸貫地域が13カ所となっております。

なお、市内におきましては、土砂災害警戒区域として未指定の土砂災害危険箇所が根尾地域の黒津地内に1カ所ございますが、岐阜県におかれましては、今年度中に指定を行う手続を進めているということを伺っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

県がことしの8月31日時点での土砂災害防止法ポータルというところで、今言われたような全体の数字が掲載されています。しばらく前、広島の実情等の前、今年度の初めぐらいですと、もっと数が少なかったと思っています。だから、県も広島の実情等も踏まえながら、こうした警戒箇所、あるいは特別警戒箇所の指定を進めてきたというふうに思っていますが、それでも、例えば広島の例をいろいろ見ておきますと、今回土砂災害を受けた53カ所全てが土砂災害の危険箇所ではありませんけれども、警戒区域の指定がされていたのはその中の13カ所というふうに言われています。だから、実際に危険箇所がいろいろありながらも、本当に警戒区域、あるいは特別警戒区域というふうにきちんと指定されているかどうかということもまず問題だろうと。

最初に申し上げたように、岐阜県は、最新の情報でいうと、この間の指定が進んできているようには思いますけれども、さらに市内の状況を鑑みながら、一層、本当にこれでいいのかどうかということも含めて対応を進めていく必要があるというふうに思っていますが、その点について、もしお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

ただいまの、今後の指定の状況でございますが、今のところ、県とまだ未指定の地域について、どれほど指定区域が残っているかという調整をしておりませんので、危険箇所につきましては、今後とも指定を受けられるよう要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは2番目ですが、それぞれ警戒区域、特別警戒区域の状況についてお伺いしましたが、そのうち対策工事が、基本的には全部必要だろうというふうに思いますけれども、特に必要な箇所がどのくらいあって、その整備率はどうか、この点についてお伺いをします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のうち、砂防施設などの対策工事が必要な箇所と整備状況についてお答えをさせていただきます。

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は、当該区域で生活されている住民の皆様には土砂災害の危険性を認知していただくとともに、その危険性が高まったときに円滑に避難していただけるよう指定されたものでありますが、当該区域の地形や地質等の要因により土砂災害の発生の可能性が高いと判断された場所でもあり、土砂災害に対する安全性を高めるためには、これら全ての区域について砂防施設等による何らかの対策が必要であると考えています。

整備状況につきましては、平成25年度末時点で県の岐阜土木事務所の管轄内ベースでまとめられた資料で申し上げます。

まず、急傾斜地の崩壊に関する警戒区域は、岐阜土木管内で968カ所ありますが、そのうち県で対策事業を実施または着手した箇所は91カ所となっており、着手率はおおむね1割となっています。

次に、土石流に関する警戒区域は同様に764カ所ありますが、そのうち対策事業を実施または着手した箇所は、国・県を合わせて53カ所となっており、こちらも着手率は1割に満たない状況となっています。

このように、いずれも砂防施設による対策はなかなか進展していないのが実情でございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今聞きますと、1割前後の進捗率でしかないということでもあります。これは県としてそうなんで

すが、本巢市の中ではどうなのかということは、市ではつかみようがないということですか。つかみようがないから報告されていないんだろうというふうに思いますが、県で把握しているんですから、何らかの形で把握することは不可能ではないと思うので、ぜひ早急に状況を把握するようにしてほしいというふうに思います。

そういったそれぞれの状況を受けて、市、あるいは地域住民も含めた形で県にいろいろ要望をしていくことが必要だと思うんですね。広島のをまた申し上げますと、1997年でしたか、前回の大地震を受けて、1999年には砂防関係の予算が330億円ほどあったそうではありますが、その後だんだん減らされて、2012年では80億円余りに激減をしたと。このままでいけば、一体、整備するのに何年かかるんだということを、たまたま8月19日、災害の前日の県議会の委員会で質問したところ、333年かかるという回答がありました。このように、災害対策をいろいろと言われながらも、残念ながら予算としてはどんどん減らされてきた。その結果があつた災害を引き起こした一つの要因にもなっているのではないかとこのようにも思います。そういう点で、市として、市だけではなく地域の人たちも含めた形で県に対するいろんな要望等を進めていく必要があるというふうに思います。その点をぜひ進めていってほしいというふうに思っています。

そういったことを受けて、これからの市としての方針についてお伺いしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問のうち、総務部の今後の方針の答弁を総務部長に、産業建設部の今後の方針の答弁を産業建設部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

今後の方針でございますが、予防対策につきましては、昨日もお答えさせていただきましたとおり、本巢市におきましては土砂災害発生の危険性が非常に高い地域でございます。土砂災害等自然災害から命を守るためには、住民みずからの判断で避難行動をとることが原則であると考えておりますが、行政といたしましては、この避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することが非常に重要であると考えております。

また、本年4月には、内閣府から避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）が示され、本巢市におきましても、このガイドライン（案）を参考といたしまして、今年度、従来の避難勧告等の判断基準を見直し、避難情報を早期に発令し、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる情報提供に努めてまいります。

また、土砂災害ハザードマップにつきましては、対象地域に洪水ハザードマップを全戸配布いたしまして、危険箇所の周知や浸水想定区域のほか、避難基準等についてもお示し、周知を図っているところでございますが、このようなときにどのような避難行動をするべきかにつきましては、日ごろから周知徹底を図る取り組みは重要であります。総合防災訓練また自治会長会、機会があるたびに周知を図ってまいりたいと思っております。また、防災行政無線や緊急速報メール等の伝達手段により早期に情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、土砂災害対策についての今後の方針についてお答えをさせていただきます。

土砂災害警戒区域における砂防施設等の整備による土砂災害対策につきましては、これまでも国や県に砂防事業を鋭意進めていただいておりますが、警戒区域の指定数が多いこともあり、先ほどお答えいたしましたように、その整備状況は芳しくありません。

一方、これら全ての警戒区域において対策事業を実施していくには莫大な時間と費用が必要となり、今後砂防事業を進めていただくに当たっては、限られた予算で最大限の効果が発揮できるよう、整備箇所の優先度を考慮していく必要があると考えています。

このため、今後の対策事業につきましては、被害想定の大い区域やその区域内に教育施設、公共施設、避難所や福祉施設がある区域を優先に、地元の要望や意向も勘案しながら、国・県と相談の上、対策していただく箇所の事業化を要望していきたいと考えております。

また、先般の広島市で発生いたしました土砂災害に代表されますように、砂防事業は市民の皆様の生命・財産に直結する事業であり、その重要性を改めて認識したところでございますが、本市内における土砂災害対策につきましては、今後さらに進めていただけるよう、越美山系砂防事業推進協議会などを通じまして、国や県に強力に要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど話がありましたように、住民に知識と情報をきちんと提供していくということが大切だということですが、警戒区域、あるいは特別警戒区域がどこにあるかということについてはハザードマップで示されています。けれども、その警戒区域などが今どういう状況になっているのか、整備をする計画の俎上に上がっているのか、あるいはもう着工の見通しが立っているのか、全く見通しが立っていないのか、それぞれの状況がわからなければ、それぞれの知識、あるいは情報を十分に提供したということにはならないと思うんですね。

そこで、先ほども申し上げたように、今の段階ではまだつかみ切れていないということでありまして、県ときちんと詰めて、国も含みますけれども、きちんと詰めて、本巢市の今のこうした地域の状況がどうなっているのか、これからどういう方向に進もうとしているかということについて把握することは可能でしょうか。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の箇所については、箇所数が多いですので、そんな状況の中で本巢市内の状況については、県にもお尋ねしながら、今後調査なり、市で調査というのはなかなか難しいんですけども、県のほうにもお尋ねしながら、研究なり調査なりを進めてまいりたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

より正確な情報が該当地域の市民に伝わるように、いろんな手だてを講じてほしいということをお願いします。ハザードマップで、ここが危険ですよというだけではなくて、先ほど申し上げたように、今どういう状況になっているのか、これからどういうふうになっていくのかということも含めて、やっぱり住民にきちんと知らしめていくことが大事だというふうに思っておりますので、その点を鋭意、早急に進めていってほしいということをお願いします。

それでは、2番目に移ります。

留守家庭教室を拡充するためということでお伺いをいたしますが、前にも申し上げましたけれども、児童福祉法の改正によって、これまで対象が小学校3年生までであったものが6年生までに拡大をされています。昨年の12月議会でこの件について質問をしましたところ、対象学年の拡大や長期休暇時など事業計画に位置づけ遂行していきますという回答がございました。この6年生までの拡大をいつ実施するのか、それに向けて、いろんな施設も含めた条件整備がありますけれども、それについてはいつから着手をしていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

留守家庭教室事業は、放課後児童健全育成事業として児童福祉法第6条の3第2項に規定されており、現在、おおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成に努めているところでございます。

子ども・子育て支援法が施行されますと、その施行日より児童福祉法の改正が施行されることとなり、対象年齢は、現在のおおむね10歳未満から、小学校に就学している児童に改正される予定となっております。

この改正に伴う市の対応といたしましては、現在、子ども・子育て会議において策定をしております子ども・子育て支援事業計画、これは5カ年計画でございますが、この計画におきまして、現在未実施となっております小学校高学年児童も実施対象に拡充する事業計画の策定をしております。

なお、対象年齢の拡充をするに当たりましては、実施する施設の整備、そして確保が必要となり

ますので、各小学校単位として詳細なニーズ調査を早急に実施しまして、その必要量の把握に努めてまいります。

また、平成26年7月31日付で、放課後子ども総合プランでは、文部科学省及び厚生労働省の各部長連名にて、教育委員会と福祉部局が連携を深め、放課後児童健全育成事業などの実施について適切な体制づくりに努めるよう通知がなされておりますので、その準備のために、平成27年度において実施する施設の整備を行い、教育委員会と小学校との連携を一層強化し、平成28年度の拡充実施の実現に向け進めてまいります。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件は具体的な方向が明確に示されましたので、結構でございます。

では3番に移ります。

本巢市のすぐれた先人の紹介、あるいは周知をとということであります。

合併10周年を一つの契機として、市としての一体感をより醸成するために本巢市の歴史をまとめていったらどうなのかということをおもっておりますけれども、これについては、それぞれ合併前に町村史というのはそれぞれできておりますけれども、それはもう相当なボリュームがありますし、長い年月がかけられてつくられてきています。だから、今すぐ歴史をまとめてということにはならないと思うんで、これについては、今後10年後、あるいは20年後、そういった先を見ながら、どこかで検討していただければいいというふうに思います。

今回は、そうした歴史の絡みで、特に申し上げたいのは、市内、それぞれの地域に過去すぐれた人が見えたということで、特にこのことを思いますのは、議会だよりの編集をしておる中で、郷土の偉人ということで高木貞治博士を取り上げ、その後なるべく各地域を順番にというふうに思っております。例えば真正地域でどんな人がいたろうということをいろいろと調べておりますと、福田金塘・理軒という兄弟の名前が出てまいりました。八ツ又にゆかりの人でございますが、日本の数学界の草分け的存在と言われております。そういった人が本当に、いろんな実績を見ておりますと、本当にすぐれた人だというふうに思いましたけれども、残念ながら多くの方がこの名前を知らないというのが現実であります。このように、必ずしも知られてはいないけれども、やっぱりすぐれた先人というのがいるもんだなあということを改めて痛感したところであります。

そういうことからして、特に子どもたちに自分たちの住んでいる地域、郷土にはこんなすぐれた人がいたということをいろんな形で知らしめていく必要があるだろうと。そのためにはどんな人がいたのかということをもとに発掘し、きちんとまとめ、そして皆さんに、特に子どもにも知らせていく、そういうことが今必要ではないかと。そういったことが子どもたちの郷土愛を育てていく、本巢市としての一体感を醸成していく大きな役割を果たせるのではないかとというふうに考えています。

そういうことから、議会だよりでできるのは本当に限られておりますので、市として、教育委員

会としてこの問題についてもぜひ積極的に取り組んでほしいというふうに考えておりますが、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま、本巢市のすぐれた先人の紹介、そして周知をとということで、合併10年がたつわけでございますけれども、一体感を持たせるためにということでお話があったわけでございますけれども、このことについて、私自身、本巢市の輩出した先人・偉人、それらの方々の功績、生き方を紹介させていただいたり、語り継いでいきますことは、先人の生き方、このことに学んで、そしてさらに郷土を愛し、郷土に誇りを持つ。そして、先ほど議員おっしゃいましたように、本巢市の市民としての一体感、こういうものを醸成するためにも大変重要な意味を持つと、そういうふうに捉えているところでございます。

これら、本巢市のすぐれた先人・偉人につきましては、これまでに各町村史に掲載されております先人・偉人、この関係資料の収集、そしてさらには関係者、御遺族の方々との面談などの調査を実施いたしまして、これまでに100名を越えます先人・偉人の方々の台帳、資料を作成させていただいているところでございますし、それについて保存を行ってきているところでございます。

本年度は、このうち、合併10周年記念事業といたしまして、本市が、先ほどもお話ございました数学者、高木貞治博士の展覧会ということを開催いたしまして、多くの市民の方々、そして子どもたちにその偉業を紹介してまいったところでもございます。また、この高木博士につきましては、これまでも毎年算数ウオーラリーや算数・数学甲子園を実施しております。子どもたちが算数や数学に親しみながら、博士の偉業、そして生き方を知る機会にもしてきているところでございます。また、来年度につきましても、この博士の生誕、ゆかりの地をウオーラリーのコースとするよう検討もしているところでもございます。

今後につきましても、整理、保存させていただいた資料をもとに、郷土が輩出しました多くの先人・偉人を広く本巢市の子どもたち、そして市民の皆様を紹介できるように努めてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的には結構なんですけど、これまでいろんな視察等に出かけたところで、例えば兵庫県に福崎町というところがありますが、そこは民俗学者の柳田國男の生誕地ということで記念館がございます。その隣の岡山県の総社市というところは水墨画の雪舟の生誕地ということで、余り細かくは見えてきませんでしたけれども、市のコミュニティーバスが「雪舟くん」という名前です。

そのような形で、それぞれの地域のそうした先人については、いろんな形で市としてのシンボルとして、あるいはPRの一つの手段として、いい意味で活用されているのではないかというふうに思っています。そういった方向も含めて、本巢市の場合で言えば、古田織部の生誕の地ということもありまして、織部がそれなりに話されて使われていますし、高木貞治博士については、先ほど言われたような形で、いろいろ市としても取り組みの対象になっています。

これから、さらにいろんな人がやっぱり出てくると思うんだね。そういった人についても、やっぱり本当に目に見える形で表に出していくということが必要だというふうに思いますが、そういったこともあわせて今後の検討の中に材料として含んでいただきたいというふうに考えています。

それはそういうことで結構ですので、ぜひ一日も早くこういうことができるように、せっかく資料を相当集められているんで。特に、その関係者がまだ御存命のうちにやっていく。代が下がれば下がるほど記憶というのはなくなってきましたし、資料も散逸するということがありますので、可能な限り早急に取り組んでほしいということを申し上げておきます。

では4番目ですが、国民健康保険税の引き下げをということで質問をいたします。

何回も繰り返しますけれども、国民健康保険というのは所得が少ない、あるいは不安定な人が多く加入するものであります。現在の国保税は、そうした低所得の人たちに本当に重くのしかかっているというのが現実であり、その負担をどう軽減していくかということが大きな課題になっています。

そこでお伺いしたいのは、第1番目に、22年に大幅な値上げをしたときに、その理由として、最近の医療費の伸びというのは年々非常に大きく増加しています。今の状況を見ますと相当な額が食い込んで、国保財政に非常に圧迫をかける、このような説明がありました。しかし、その後の、この間の推移を見ますと、当時予測したような状況には必ずしもなっていないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

**○市民環境部長（片岡俊明君）**

国保財政の推移につきましてお答えをさせていただきます。

本市の医療給付費の推移につきましては、平成19年度から21年度にかけて、非常に大きく億単位で増加をいたしました。その後も減少することなく、平成22年度から25年度にかけては年平均1,000万円程度の増加傾向となっており、被保険者1人当たりの保険給付費も毎年増加している状況でございます。医療の高度化などによる医療費高騰や高齢化の進展などにより、今後も医療費の伸びが予想されます。また、数年後には団塊の世代が高齢期に差しかかり、医療費を押し上げることが懸念され、国保財政を圧迫することが予想されます。

一方、歳入に関しましては、消費税の増税や景気の回復のおくれなどの影響、被保険者数の減少などにより保険税の収入額も減少傾向にあり、1人当たりの国保税額につきましても毎年減少をし

ております。また、ほかの医療保険に加入している方を除いた全ての市民の受け皿としての役割を果たしております国保は、近年、年金生活者を初めとする無職者や非正規の被保険者が多くの加入していることにより、今後も税収の増加は見込むことが難しいと思われ、国の制度改正による助成や補助などにも期待が持てない状況であります。

このため、引き続き安定的な国保運営を推進することは、非常に困難を伴うことが予想されるところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほどお伺いしたのは、当時、値上げをしたときに急激な増加が見込まれると、今後もこのまま行ったら大変だから、国保財政をやっていけなくなるから大幅な値上げをするんだという説明だったですね。そのことについてどうなのかということをお伺いしたんですね。

毎年少しずつ上がっていることは十分承知しておりますが、もう一度言いましょうか。今の状況を見ると、相当な額が食い込んで国保財政に非常に圧迫をかけると。でも、22年の大幅値上げをしたときに想定した数字にはとてもなっていないですね。とてもなっていないという変な言い方ですけれども、そういう状況にはなっていないでしょう。だから、当時の予測としては、さらに毎年1億円、億単位の医療費が伸びていくという想定の中で、これではとても大変だということでこの値上げをやったわけです。けれども、実際にはそうになっていない。そのことについての見解をお伺いしたんです。毎年今どれだけ上がっているかということ聞いたわけではなくて、どうなんでしょう。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの御質問でございますが、22年度につきまして保険税の改正をさせていただきました。ただ、保険給付の推移は、今申し上げましたように、当時の給付水準よりおよそ2億2,800万円ほど上がっております。これを補填するために保険税の改正をさせていただいたところでございまして、その当時は、さらに保険税が伸びるという形で想定をしておりましたところでございます。ただ、その後、給付額につきましては高どまりをしておりまして、平成21年度より平成25年度までは25億円の後半を推移しておるところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

ですから、大幅値上げをしたその根拠は、基本的にはないという結果に終わっているんじゃない

んですか。だから、もっと大きく医療費が伸びていくだろうという想定のもとにやられたけれども、例えば21年度でいきますと25億4,300万円、22年度25億7,000万円という形で、25億何千万という形でずうっと推移していますわね。でも、値上げをしたときの予定は、22年度以降、26億、27億となっていくという想定のもとに値上げをしたはずなんですわね。でもそうならないという現実があるということについては、やっぱり認識をしていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいま議員がおっしゃるとおりでございます、その当時の医療費の考え方について、将来国保会計は億単位で毎年伸びていくという、当時としてはそういった見解でございましたが、難しい状況であるということで十分に考えております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

いずれにしても、当初値上げするときの根拠であったことについては、やっぱり実際の医療費の伸び、その後の推移を見るとそうではなかったということは言えると思うんですわね。

そういう状況の中で、2番目に移りますけれども、この中には、一応去年の9月と書きましたけれども、これはちょっと書き間違いで、去年の6月ですが、6月議会の文教福祉委員会だったというふうに思いますけれども、こういう状況の中で国保税について見直しをしたらどうかという委員の質問がございまして、それに対して、とにかく1年は様子を見させてほしいという答弁があったというふうに聞いています。

3月議会にも質問いたしましたけれども、現在の国保の財政状況、また基金の状況は、そして今申し上げた値上げをしたときの医療費の伸びの想定をずうっと下回って比較的安定してきているという状況を考えたときに、やっぱり低所得者が多い、特に年収200万、300万の人が非常に大きな負担を強いられるこの国保税です。少しでも軽減して負担感をなくしてもらおうということが必要ではないかというふうに考えておりますけれども、その点についての市長の考えをお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

国保税の引き下げということでの御質問にお答え申し上げたいと思います。

国保税の引き下げというのは、もう何回か、この本会議でも御質問をいただいておりますので、それに関して御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

国保の引き下げ云々と、今国保の財政の状況はどうなっておるかということで、先ほど市民環境

部長のほうから御答弁を申し上げたところでもございますけれども、私のほうからも少しまたかいつまんでお話を申し上げたいと思います。

医療給付費は、平成19年から21年度にかけまして、大変大きく伸びてまいりまして、先ほど御答弁申し上げましたように、億単位で増加したということで、平成22年度、いわゆる税率改正というのをやらせていただいて、やっているわけでございます。その後、21年にかけて大きくなりましたけれども、22年度以降ぐっとまた落ちつきまして、25年、昨年まで、それまでの億単位の増加から年平均1,000万円ほどの増加傾向ということになってきております。

被保険者1人当たりの保険給付費というのを見てみますと、毎年それぞれ増加をしてきておりまして、21市がございまして、平成22年度で申しますと1人当たりの給付費というのは高いほうから第3位、23年が第5位、24年も第5位というような状況に今なっております。

こうした医療給費の上昇対策ということで、私どもはジェネリック医薬品の普及促進というようなこととか、適正受診の勧奨、また特定健康診査の実施によります生活習慣病の早期の予防とか、保健予防とか、そういうものに力を入れて、医療費全体が伸びていかないように、そういうような努力をしてきておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、医療給付費のほうは、21年までの億単位までは行きませんが、毎年1,000万単位でずうっと伸びてきている状況でもございまして、医療費の減少というのには至っていないということでございます。

一方、税の徴収のほうは、被保険者数の減少もございまして、年々総額も減少してきております。また、国保税の被保険者1人当たりの調定額というのも平成22年度以降、毎年下がってきている状況でもございまして、この結果、他の市町と比較をいたしますと、ちょっと単純に比較というのが、本巢市は資産割というのが保険税の中に入れていないので、一律とは申し上げられませんが、被保険者1人当たりの保険税の調定額、どれだけ調定しているかという比較をいたしますと、こちらのほうも、毎年1人当たりの保険料の調定額、収入のほうは下がってきておるということで、県内21市の中で比べますと、高いほうから平成23年度は11位、平成24年度は13位、平成25年は15位ということで、市の中でも大変低い額のような状況になっておるということでございます。

このように、被保険者1人当たりの保険給付額というのは、21市の中でも上位の保険給付費でありまして、1人当たりの保険税収入のほうは、大変下のほうにあるというようなことで、見た目以上に年々国保会計というのは厳しさが増してきているんじゃないかというふうに思っております。

こうした中で、平成26年4月からは、制度改正によりまして保険税の軽減措置というのが拡充されまして、低所得者層の負担緩和というのが講じられているところでもございます。

また、お話のございました基金につきましては、合併以来、不測の事態に備えるということで、一般会計からずうっと基金に積み込んでまいりまして、7億を越す金額を積み立てさせていただいております。そして、21年度、先ほど申し上げたように、医療費の増というのが急激な増加があったということで、そのときに7億幾らありました基金から2億3,000万円を取り崩しまして、国保会計に繰り入れて、21年度はしのいだというようなことでもございます。

今後は、新型伝染病によるパンデミックの発生とか、また人工透析、近年この本巢市、結構人工透析の患者も多いまちでもございまして、こうした高額療養費の発生というのに伴います医療費の急激な上昇というのに備えて確保していく必要があるということで、現状は、今5億ほどございすけれども、これを引き続き現状のレベルで、今後も不測の事態に備えて、基金も持っていきたいなというふうに思っております。

このように、今後も健全で安定した国保運営を行っていくというためには、保険税の見直しによります引き下げというのが、大変難しいんじゃないかなというふうに思っております。しかし、先ほど来お話が出ておりますように、現在の国保税率が条例で決めております税率というのは、19年から21年にかけて、医療費が高騰したときの、そしてこの後の24年度以降も続くだろうということを想定して条例改正をさせていただいてやらせていただきました。その後、条例改正した後で、3年間で段階的に増額していくよという見込みをしておりましたけれども、先ほどのお話にございすように、国保財政の急激な、こうした医療費の億単位の増というものはなかったということで、その後毎年のように条例本文の税率を使うことなく、附則のほうで毎年減額をして対応してきているということでもございまして、市のこういう対応というのをとったわけでもございすけれども、こうした条例改正の手法というのは、やり方としてはいかがなものかなというふうに今思っております。この辺は、本来の、本文の税率を現在の保険税で国保会計はほとんどが動いておりますので、現在実行している税率に条例本文のほうを改正したらどうだろうかというふうに思っております。今後は国保協議会にお諮りいたしまして、平成27年度からの条例改正に向けて調整を進めてまいりたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

他市と比べてどうなのかということもいろいろと言われました。例えば、他市と比べるものとして、一つは基金の状況があります。これは3月にも申し述べましたけれども、本巢市の場合は、1人当たりになると5万6,000円、岐阜県下平均を見ると2万2,000円の基金であります。だから、岐阜県下平均からすれば2倍以上の基金を本巢市の国民健康保険会計は保有しているということになります。

市長が一般会計から繰り入れたものだというふうに言われます。合併当初、合併した本巢市の国民健康保険の税率をどうするかということで論議があった。その結果として、当時、一番安かった旧本巢町の税率にあわせるということで、それに伴って一般会計からの法定外の繰り入れがなされたという経過があります。けれども、この何年かは、そうした法定外の繰り入れはないというふうに私は思っておりますが、だから基本的には法定繰り入れのみの繰り入れになっている。したがって、今、基金として残ってきているお金については、もともとの一般会計から繰り入れた分もあるでしょうけれども、あわせてやっぱり皆さんが納められた国保税、そういったものも含まれてくる、両

方含まれてくるだろうと思います。しかし、いずれにしたって、国民健康保険会計に市民負担の軽減ということでもともと法定外繰り入れをされたのであれば、もうそれは国民健康保険会計の中でどう対応していくかという問題で、一般会計に繰り戻すということは到底考えられる話ではありませんので、だからそれも含めて、やっぱり今の基金の状況を、そして市民負担の状況をあわせて考えてみたときに、やっぱりどこまで負担を軽くすることができるかということについては、しっかり検討する必要があるというふうに思います。

そういうことで、この3月には市長はこのように答弁しています。ことし1年は見るということも言っております。新年度、26年度におきまして、そういう状況を見ながらできるかどうかということも考えていかなきゃならないと思っていますというふうに答弁をされています。本当に詰めて、このことをしっかりと中で論議する必要があるだろうというふうに思っています。

繰り返しますけれども、やっぱり1人当たり5万6,000円という基金、これをもちろん全部使うとかいうことではありませんけれども、その一部を利用しながら、少しでも負担の多い、特に軽減措置の話をされますけれども、低所得者でもさらに低所得の人はその対象になってきますけれども、年収200万、300万の人はほとんどその対象にならないんですね。だから、物すごく税負担が、年収との比較にすれば十数%ということ非常に大きな負担になっているのが現実です。そういった人たちの負担感を少しでも和らげていくということもやっぱり考えていかなければならないというふうに思いますが、それで、3月の先ほど紹介しました市長の答弁を踏まえ、今後の考え方についてはどうなんでしょう。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

3月のとき、26年度の調定の中で言えば、そういう答弁をさせていただきました。今回、きょう御説明をさせていただきましたとおり、保険給付費というのは、引き続きずっと伸びてきております。そして、保険の収入のほうは、積み立てた分はどんどん減ってきているという状況の中で、支出がふえて収入が減っているということで、国保会計は年々厳しくなっているのではないだろうかと思っております。ことし1年、26年度の状況、また25年度までの状況、そしてまた26年度も多分そういう状況になるんじゃないだろうかというふうに思っております。こういう流れをやっぱり見ますと、なかなか1人当たりの保険料を軽減するという、そこまではなかなか踏み込めないというふうに思っております。

そして、また基金のほうも、先ほど来お話がございます、若干のお互いの意見が違うということではありませんけれども、私は基金は、先ほど来申し上げておりますように、19年から21年のときに急激に医療費がふえたとき同じように、そのときに条例の改正が間に合わないというようなこともありまして、そのときに基金から繰り入れるということで、21年、22年、21年のときもやっておるわけでございますけれども、これから先も、多分そういうことも想定されるということで、この基金は引き続き、そうした保険料の増を、短期の増にならないようにする、いわゆる条例改正で増

額をしないようにするために何とか残しながら急激な医療費負担を軽減する、そんなふうに使っていききたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど来お話ししたように、基金は法定外で一般会計から繰り入れたものでございますし、それを残っているからこちらのほうに吸い上げるかと、一般会計に戻すかというようなことは到底考えておりませんし、これは我々も今後の国保会計を健全に、そしてまた安定的に運営するための基金として引き続き使っていきたい。この1人当たり5万幾らが多いか少ないかというような、このところがどうのこうのということ、その議論は差し控えますけれども、私はそのために基金を中に入れておりますので、これはあくまでもそうした急激な医療費の増のときに皆さん方に急激な負担をさせないように、しないようにするための基金としてこれからも活用していくということにしていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初の市民環境部長、また市長の話を聞いてどうしても解せないのは、もともと値上げをしたときに毎年1億円単位で医療費が伸びていくだろうというのが、実際には1,000万、10分の1で済んでおるわけですね。であれば、値上げの率というのは、結果的には適正であったかどうかということも含めて、やっぱりもう一度見直すというのが当たり前やないですか。これが、当初の計画どおり5,000万から1億ずつ毎年伸びていっているのであれば、それはやむを得ない部分があるかもしれませんが、そうではないわけですから。そういう中で、じゃあ、どう是正を図っていくかということは当然考えてしかるべきだというふうに私は思います。基金についても、別に全部使ってもらえばいい、ゼロにすればいいという気はさらさらありませんよ。だから、市長の言う部分も認めますけれども、同時にそれだけではなくて、やっぱりこういう今の負担が非常に重い状況の中で少しでも軽くしてやろうという思いにならないんだろうかということをお伺いしているわけですが、最後にもう一度お伺いします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど来、何度も申し上げておりますように、保険料の率は、これは今の3年間かけて本来の条例改正のところまで上げていこうというふうにいたしておったのが、その後、そこまで行かなかったということで、21年度に2億3,000万を繰り入れた金額でもって、何とかこの保険料の率が保ったということで、その後、3年間ずうっと引き上げずに条例を附則で減額してきたということで、今後、27年、こういう状況が安定的に続いているということで、若干の医療費の伸びはありますけれども、安定的に続いているということで27年度には現在の国保の税率に条例本文を改正させていただいたらどうだろうかということを協議会のほうで御審議いただこうというつもりをいたしております。

まして、そのために、今まで見込み違いだということは、3年間、毎年条例改正の中でもお話を申し上げておりますように、急激な悪化がなかったということで、当初の見込みどおりの引き上げにはやらなくても済むということで、条例改正を毎年議会にお願いをしてやってきております。

そういったことで、こういう状態は、やっぱりちょっと正常なやり方ではないんじゃないだろうかと、やはり本来の国保の会計どおり動くんなら、安定的に運営できるなら、その税率でやるべきじゃないだろうかということで、27年度条例改正というのをやらせていただきたい。条例本文を改正するというので新年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。基金のほうは、先ほど来申し上げておりますように、何億かあったものを2億3,000万等を取り崩して今の台に乗っておると、これからまたこういうこともいつ起こるやわかりません。そのときに、やっぱり基金を使いながらやっていく。

いずれにいたしましても、基金は国保会計の中でやっていくということでございますけれども、基金の料金、これからずっと将来の負担の基金の税率の引き下げに使うというのは、ちょっとどうかなという思いがしまして、やっぱり急激な税率の急上昇を押さえるための安定的な基金として活用していきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最後に申し上げておきますけれども、どうも話が、あえてかみ合わないようにしているのかもしれませんが、繰り返しますが、毎年1億上がるという予定で税率を大幅にアップしたと。それを3回に分けて上げる、だから3分の1を要するに上げたということです。だから、単純に言えば、3,000万ほど毎年上がるという前提で考えれば、そのつじつまが合うわけです。でも、実際は1,000万ずつしか上がっていないというその差はなんですか。だから、その差の部分については、やっぱり本来上げなくてもよかった部分だというふうに言うのが当たり前の論理だと思うんですね。だから、そういった原点に返って、やっぱりもう一度、内部でもよく検討をすべきだということを申し上げて終わります。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。

あの時計で11時10分まで休憩いたしますので、11時10分までに自席へお戻りください。

午前10時47分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

申しわけありませんが、私、きのう軽いぎっくり腰になりまして、立ったり歩いたり座ったりは大丈夫なんです、ちょっとおじぎがつかなくて、失礼な点もあるかと思えますけれども、御容赦を願いたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1番目に、10周年記念事業についてお尋ねをいたします。

平成16年2月1日に本巢市が誕生し、ことしの2月1日に合併10周年を迎えられました。25年度には、さまざまな事業にプレ10周年と銘打って市民に広く10周年を迎えることをアピールし、26年2月1日には合併式典を行い、合併してから今日までの歩みを振り返り、また功績者をたたえ、その後は本巢市の魅力を効果的に発信し、市民の皆さんの愛着心を育むとともに、20周年に向けた新たな本巢市の姿を描くための本巢市合併10周年記念事業と冠をつけた事業が各地で計画され、実施されつつあります。

その記念事業の中で、25年度に、市は10周年を盛り上げるため、市民や地域民間団体が自主的に企画運営する合併10周年にふさわしい取り組みやイベント、市民発案事業が募集され、12の事業が認可を受け、26年度に費用の支援が行われました。

この事業は、本巢市民が、自分たちがふだん何げなく住んでいる本巢市を、自然、農作物、文化、既存施設、観光、スポーツといったいろんな観点からもう一度見詰め直し、本巢市の魅力を再発見するとともに、広く内外にPRすることができる大変意味のある事業ではないかと思っております。私も幾つかの事業には参加させてもらい、楽しく拝見やら活動をさせてもらいましたが、市民の皆さんの関心度、参加ぐあい、また市内外のPR効果など、この事業の効果の程度を市のほうはどう考えているかお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、市民発案事業は市内外に効果的に魅力を発信できたかという御質問につきましてお答えをさせていただきます。

この市民発案事業につきましては、本巢市が合併し10周年という節目を迎え、さらに盛り上げていくことを目的といたしまして、市民の皆様や地域、民間団体等が自主的に企画・運営されます事業に対しまして50万円を限度とし補助金を交付するものでございます。

今回、この事業につきましては、昨年7月に募集を開始いたしまして、10月下旬の書類審査を経て11月にプレゼンテーションを行い、12の事業を採択、その後今年度に入りまして、各団体による事業が実施をされているところでございます。

現在の事業の実施状況につきましては、採択をいたしました12の事業のうち、既に事業が完了したものの4事業、現在実施中のものが3事業、今後実施する予定のものが5事業という状況でございます。

ます。

既に実施をされました4つの事業につきましては、樽見鉄道の車内で演劇を行う鉄道演劇、樽見鉄道スリーナイン上演事業、市内外の小学生・中学生及び高校生を対象といたしました本巣市小・中・高校生相撲大会開催事業、糸貫川を清掃し、川辺にコスモスの花を植え、市民の憩いの場とする糸貫川R r B o r nプロジェクト事業、そしてあと1つございますが、音楽愛好家や音楽を志す者とオーケストラが共演をする本巣市合併10周年記念コンサート事業、この4つが既に実施をされたところでございますが、いずれの事業も、市民の皆様はもちろんのこと、各団体や近隣市町の方々を巻き込み、盛大に行われたところでございます。

残る事業につきましても順次実施され、素晴らしいものになることを期待しているところでございます。

また、終了いたしました事業の状況につきましては、市の広報紙に掲載をいたしましたほか、岐阜新聞や中日新聞での紹介に加えまして、NHKやぎふチャン、さらにはCCNETで放映されるなど、本巣市の魅力が市内外に広く発信できているのではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

#### 〔1番議員挙手〕

#### ○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

#### ○1番（堀部好秀君）

ただいま、大変好評で大きな効果を得られたということでございますけど、私も当然そうだろうと思っております。

この市民発案事業は、各事業団体が10周年の記念の年にふさわしい事業として、それぞれで独自に考えられたものと思っております。事業の性格上、単年度に行うもの、また節目ごとに行うもの、また継続して行うものがあるかと思っております。基本的には今年度限りの支援ということで、継続して行う場合は、翌年度からは自分たちで運営していくのが原則とは聞いていますが、今年度、実際に行ってみて、当初の計画より思ったより費用がかかった、またいろんな関係機関との調整が困難だったということがあるかもしれません。そういう事業をこれからも自分たちで運営していくといってもなかなか難しいものがあると思います。かといって、せっかく10周年という記念の年に始め、事業によってはこれからも継続して行うことを市民も期待している場合は、今年度だけで終わってしまうのはとても残念だと思っております。

本巣市には、市民協働という考え方があります。市の事業を市民にも参加してもらい、一緒になって行うという考え方だと思っておりますけど、市民発案事業に市が参加して共同して行うという考え方があってもいいんじゃないかと思っております。例えば、根尾川の花火大会ですが、これは当時の糸貫町商工会青年部が中心になって開催し、行政からの資金的な援助はなしで行いました。開催後、世間の評判はかなりよかったですけど、やっぱりいろんな関係機関との調整や、また翌年度は前年度ほど資金が思ったより集まらず、開催をどうしようかなというふうに考えていたところ、

行政が温かく手を差し伸べてくれ、今まで続いてきているという経緯があります。このようなケースが今回の市民発案事業にも適用されてもいいんじゃないかと思っております。継続して行うには、市に支援をしてほしいという事業団体があれば考えてほしいと思いますが、市のほうとしては、市民発案事業について今後どのように考えているか、お尋ねをします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、今後の補助の考え方につきましてお答えをさせていただきます。

合併10周年、市民発案事業につきましては、その採択の要件といたしまして、本巢、真正、糸貫、根尾からの歴史と本巢市10年の歩みを踏まえ、本巢市の魅力の再発見とともに、未来に向けた郷土愛を育むことを基本といたしまして、市民の皆様に向けて継続的な効果をもたらす取り組みを行うことなど、こういったことを6つの要件を設けて採択をしたという経緯もございます。

こうしたことから、今回の12の市民発案事業の中で継続を希望される事業につきましては、引き続き何らかの形で御支援ができるように、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

予想以上に前向きな御回答を得たと思っております。各事業団体に成りかわりまして、お礼を申し上げたいと思います。

事業につきまして、合併から10年がたち、これから本巢市もいろんな事業を見直されることと思いますが、少し市民の声をお聞き願いたいと思っております。

今回の10周年記念事業は企画部の管轄でした。本巢市にはいろんな事業があり、それぞれ管轄の部局があります。これが統一性がないんですね。部局によってまちまちの運営方法がとられております。おかしいんじゃないかなと言うと、ほかの部局のことはわからない。また、部局が違うから統一した方針がとれないというふうに市のほうに言われます。しかし、市民にとっては、全部本巢市が行っている事業なんですね。どこの部局が行っているかというのは関係ないんです。例えば、地域イベントとしてそれぞれ9町村ごとに行っているイベントがあります。これの実行委員会の組織メンバーもまちまちならば、事業の内容もまちまちで、ある地域イベントは、ほかの地域からの参加は認めますが、ある地域イベントは、ほかの地域からの参加は認めません。運営方法も違います。伝統文化のある事業は別ですが、合併前の事業を踏襲するだけでも、事業ならある程度統一性を持って行われるべきだと思っております。また、来月、各地域で市民運動会が行われますが、

これについても運営方法、競技種目がそれぞれまちまちだと聞いております。全部とは言いませんが、幾つかは同じ競技を各地域で争って、近い将来に本巢市が1つの市民運動会をやるときに、日ごろからなれ親しんだ共通の競技で戦えると各地域が大変盛り上がるんじゃないかと思っております。ぜひ、こういった意見を参考にさせていただいて、合併して10年たちますが、早く本当の意味で一つの本巢市になることを願って、次の質問に移らせていただきます。

インスタントメッセージによる青少年への影響についてお尋ねします。

先月、大阪府議会議員が中学生とLINEをしていたということで問題になっておりました。中学生とLINEを行うまでの経緯、またそのグループをつくってLINEを行っていたようですが、そのグループを強制退会させられてからの送信内容については、不適切なものと思われると思いますが、本人の弁によると、あくまでも中学生のLINE使用の実態を把握したいからというものでした。

今はインターネットの利用方法でも、こういうLINEとかカカオトークに代表されるリアルタイムにコミュニケーションがとれるインスタントメッセージが中心であり、これが青少年に大きな影響を与えていると問題視されています。

また、最近になっていろんな企業から格安スマートフォンと呼ばれるものが発売され、中には小・中学生の女子を対象にしたスマートフォンまで発売されております。また、それ以前でも、電話機能はなくても、インターネットにつながる音楽用端末やタブレットからなら、こういうインスタントメッセージが使えると実際に中学生の親から聞いて驚きました。私もタブレットは持っていますけど、ちょっと裏わざを使えば、こういうインスタントメッセージ、LINEなんかは使えることは知っておりますが、そんなことをしなくても家の固定電話を使えば簡単に使えるようになる子どもたちは知っていて、これは電話ではないから大丈夫だよと言って、親に買ってもらうんだそうです。親が信用して買って与えると、実際にはそれを使ってLINEをしていると、こういうケースが多々あるそうです。スマートフォンだけでなく、ガラケーと呼ばれる今までの携帯電話でも、インターネットに接続できるものならLINEは利用できますし、子どもたちの知識は、学校や親たちのはるか上を行っているような気がします。

また先日、小・中学生を対象に行われました全国学力テストの分析で、スマートフォンを長く使用する生徒ほど学力が低下傾向にあることが、児童アンケートから読み取れると文部科学省が発表しています。ますますスマートフォンが小・中学生の身近になっていくものと思われませんが、スマートフォンやインスタントメッセージの小・中学生の利用状況、使用状況について、市として把握しておられるかどうかお聞きします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

ただいまスマートフォン、そしてインスタントメッセージ等の利用状況についてお尋ねがご

ございましたので、お答えをさせていただこうと思います。

まず最初に、いろいろ例を挙げてお話をいただいたわけですが、近年、年々こういうものが本当に、先ほどもお話がございましたように、保護者、そして私ども教師、そして周りの大人、そういうところを飛び越して、子どもたちは大変中へ入り込んでいってございまして、特に心配されますのは、そういうところで使える無料アプリ、こういうものが使用できることによりまして、本当にいろいろなトラブルに子どもたちが巻き込まれる、こういうケースも多く発生しているわけで、私ども学校関係者も含めまして、親さんへの啓発も含めて一生懸命取り組みをしているところでございます。

御承知のように、本巢市の学校、公立小学校・中学校でございすけれども、ともに学習の妨げになるということで、学校へのスマホ、携帯、こういうものの持ち込みは禁止をしているところでございすけれども、これらの禁止、これは学校だけのことでございまして、家庭に戻りますと、多くの子どもたちがそれらの機器を使用しているのが実情でございすし、それ以外にゲーム機器、こういうものも利用しているわけがございまして、先ほどお話がございましたように、このゲーム機器、ゲームそのものだけではなくて、SNS等、ソーシャルネットワークシステム、さらにはインスタントメッセージも使えるような機器でございすので、大変私どもも一生懸命子どもたちへの指導に努めているところでございす。

学校での子どもたちの使用状況でございすけれども、まず携帯電話とかスマートフォン、こういうものにつきましては、小学校6年生の段階では、本巢市の場合、5人に1人の割合で子どもたちが家庭で使っているという状況でございす。それから中学校3年生でございすけれども、ここになりますとかなり多くの者が使うということになってございまして、2.5人に1人の割合で使用しているのが実情でございす。さらに、先ほどのLINEなどインスタントメッセージの利用状況についてでございすけれど、小学校6年生の段階で、スマホを持っております子どもたちの約半分、中学校3年生ではほとんどの生徒が利用しているというのが実情でございす。また、中学校3年生におきましては、スマートフォンやゲーム機、パソコン、こういうようなさまざまな機器を利用しまして、カカオトークとかLINE、インスタントメッセージを使ったことがあるという生徒が全生徒の7割程度が家庭で利用している。こういう大変多いという実情が浮かび上がってきております。以上でございす。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

私の想像より、ちょっと多いような気がしております。かなりの数の小・中学生が既にインスタントメッセージを使っているなあという思いでおります。

私も、実はLINEを便利に使っております一人でございす。何といたっても無料でありますし、

一度に同じ内容を複数の人間に伝えられますし、相手が見たかどうかの確認もできます。適切に使えば非常に有効なコミュニケーションツールだなというふうに思っております。

使い方を間違えるといろんな問題が出てくるわけですけど、インターネットでも電子メールでも、最初はいろんな問題が起きました。それからみんなが勉強して、学んで適切な使用ができるようになったんだと思っております。人は一度便利なツールを得てしまうと、なかなかもとは戻れません。インスタントメッセージについても、ある地域では自主規制を決めたり、条例を制定したりと考えているところもあるようですけど、私はこういう新技術に、まだ使う側の人間の知識が追いついていない。学校や家庭での教育をしっかりすれば、そこまでの制限をする必要はないというふうに思っておりました。しかし、先ほども申し上げましたけど、最近のこういう情報端末の多用途の使い方知識は、以前とは比較にならない、特に子どもたちにはすごい早さで浸透していくんじゃないかと。その環境が整うことを待っていたんでは遅いような気がしております。早急に子どもたちを守るために何か手段を講じる必要があるのではないかとというふうに考えております。

実は、私は先月LINEのIDを乗っ取られました。8月30日の夕方に、急に知り合いから電話がかかってきまして、私から助けてほしいというふうにLINEで連絡があったそうです。そんなもんは送っていないよというふうに伝えると、じゃあ乗っ取られたね。それから、次から次へとLINEの登録メンバーから電話がかかってきまして、対応に大わらわした次第です。身内や友達やLINEに登録している目上の人や後輩にまで、相手を選ばずに全員に同じ内容を送っていたみたいで、この中にも数人に御迷惑をかけたことと思っております。内容は、コンビニでウェブマネーというインターネットで通用するお金を買ってきて、その番号を写真で送ってこいというふうな内容だったそうです。一種の振り込め詐欺に似たようなことだったと思っておりますけど、実際に私の仲間の4人が買いに行きまして、1人が実際に購入してしまいましたが、開封前でしたので返金することができて、実害はありませんでした。警察にも連絡をしましたところ、警察では何とも仕方がない、個別に対応するしかないと言われてましたし、しかしながら、乗っ取られている状態ではLINEを使つての連絡が私にはできなくなっており、どうすることもできなくなって、ただただ、実害がないことを祈っておるしかできませんでした。

この乗っ取りがある数週間前に、私のIDでLINEで有料の買い物をしようとしたみたいで、パスワードが一致しませんでしたというメールが届いておりました。そのときに気持ち悪くなってパスワードを変更したわけですけど、それが余計乗っ取りに遭ったんじゃないかなというふうに言われる方も見えました。また、私のLINE登録メンバーには、実際にはLINEを使っていないんですけど、なぜか登録メンバーに上がっている方が見えます。どうもこういう、まだLINEは外部の攻撃に対して脆弱なものだなということを前から思っておりました。こういう危険性も含め、学校や家庭でもっと教育する必要があると思っておりますけど、今後の対応についてどうお考えになっているかお聞きします。よろしくお願ひします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、今お話がございました学校での教育、さらに学校に通っております子どもたちの基盤になります家庭での教育、そういうところについての呼びかけも含めてお答えをさせていただこうと思います。

今、お話がございましたように、大変便利なツールでございます。現実には、この社会の中へスマホ、そして携帯、そういうものが入ってきて、日常的に使われるようになってきているわけでございますので、子どもたちにつきましても、これらの使用について、学校では当然でございますが、学習に影響があるということで禁止しておりますけれども、家庭でだめと言っても、これは指導にはなりません。だめということだけではなくて、正しく使える指導をしていかなければならない、そういうふうに考えているところでございます。スマホやインスタントメッセージ、これらの使用につきましても、特に危険なサイト、こういうところへアクセスしないこと。さらに、今IDのお話もあったわけでございますけれども、個人情報、こういうものをいろいろな画面が出てまいりますけれども、その中へ安易に打ち込んで、外に知れるようなことをしないことなど、正しい使い方を身につけさせる、そういうこととともに、あわせて各家庭でよく話し合っていて、使用の際のルールづくり、こういうことにも力を注いでいただくことが大切だというふうに考えております。

まず、学校での子どもたちに対する具体的な指導でございますけれども、ネット依存、これは、ことし3月に舩渡先生のほうからも御質問がございまして、お答えをさせていただいたところでございますけれども、こういうネット依存に起因する健康などへの悪影響、さらにはいじめなどのネットトラブル、こういうことについての指導などを継続的に時間をとって行っているところでございます。

また、保護者の方々ということで、学校のPTA活動におきましても、外部講師を招きまして研修会を開催していただいたり、今年度から市で実施しております土曜授業、こういう時間の中におきましても子どもと保護者が一緒に情報モラルを学んでいただいたりするなど、各学校で工夫をして親さん方に啓発、こういうことに取り組んでいただいているところでございます。

また、今年度より長期休業前に行います個人懇談の際、家庭でのスマホの適切な利用を確認します点検シート、さらには家庭でのルールづくりの大切さを啓発しますリーフレット、こういうものをもとに、家庭の役割を理解していただく場を、今年度から市内全ての学校で位置づけをしまして、指導に努めているところでございます。

今後の取り組みということでございますけれども、県の青少年健全育成条例がことしの10月から、来月でございますけれども、一部改正をされまして、保護者の責務でフィルタリングを確実に行うことや、親がインターネットの利用を管理したり、家庭でのルールづくりに努めること、そういうことなどが、親の責務が強化されますことを機に、本巣市におきましても、PTA連合会、さらには青少年育成市民会議等の協力を得まして、利用する側の子どもたちや、さらに生徒会も一緒にな

りまして、家庭でのルールづくりが推進されるように、悲しい思いを仲間がすることがないよう、書き込み等、これも本当に考えた書き込み、危険なサイトへのアクセス、違法なダウンロードをしないこととか、さらに夜9時以降でございますけれども、これは関市とか岐阜市とか、ほかのところでも始まってきたところでございますけれども、夜9時以降は携帯電話やスマホを使用しない、こういう「3ない運動」、これを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

学校や家庭での適切な使用について適切な対応をされていくということで、大変安心しております。

規制をしたほうがそれを言いわけにできるからと、かえって助かるといった子どもたちの意見も聞いております。また、LINEを使っている大人たちが、まず常識を持って使うことも大切だと思っております。

先日、あるグループの話聞いていましたところ、集合時間におくれてきたメンバーに、もう集合時間に集まってきたメンバーが文句のメッセージを送ろうというふうで、一斉に操作をし始めました。もちろん、彼らは冗談で行っていることですが、こういう光景を見て子どもたちはどう思うのでしょうか。すぐにまねをするんじゃないでしょうか。文字や絵文字、画像からは微妙なニュアンスは伝わりません。冗談と受け取れずに真剣に悩んでしまう子もいるかもしれません。日ごろから使う大人の姿勢も大事なんじゃないかと思っております。

今、子どもさんがいる家庭に向けてというお話がありましたけど、それ以外にも、全市民に向けて適切な呼びかけをしてもらうよう一度考えてもらうことを要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をいたします。午後からの再開は1時15分から始めたいと思います。1時15分までに自席へお戻りください。

午前11時43分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

それでは、議長のお許しがありましたので、発言通告に基づきまして3項目にわたって質問をさ

させていただきます。

第1項目めでございます。

文化財表示看板等の設置についてということでございます。

本市には、先人から脈々と受け継がれてきた数多くの貴重な宝物、文化財があり、今後も後世に大切に保護、保存、継承されていかなければならないと思います。本市の市民憲章は、平成17年9月1日に制定されました。憲章では、進んで学び、教養を高め、文化の薫るまちをつくりましょうと定めています。文化財は、郷土を愛し、郷土に誇りを持っていただくためにも重要であると思います。

先日、歴史や文化財に大変関心を持ってみえる方が、ある町の史跡があるので、よかったら一緒に視察しませんかと依頼されました。視察に行き、その折に、そのまちの文化財の看板は、市民や他都市からの視察や見学に見えた子供たちにもわかりやすく、頑丈で立派な看板でした。本市もこうあってほしいなあと思いましたし、その方も、頑丈なこういった立派な看板が欲しいなあと提言もされました。早速、私の身近なところにある看板を見てもみますと、もっと威厳のある看板が欲しいなあと思いました。本市では、道路の通りですが、文化通りと名づけられた通りもございます。そんな中で、そこで2点質問します。

現在、本市には史跡を含めどれだけの文化財指定がなされたものがありますか。

2点目。大切に後世に継承していかなければならないが、文化財表示等の看板を統一した看板にしてはどうか。

今回の質問、一括方式で質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

御回答を教育委員会事務局長にお尋ねします。

2項目め、個人情報について。

本市では、平成16年2月1日付条例第9号において、本巢市個人情報保護条例が制定され、また本巢市個人情報保護条例施行規則が設けられました。時折、個人情報が漏れたり、情報が売買されたりするという問題が発生しているようです。

そこで1点目、個人情報保護について、市としてはどのように取り組みがなされていますか。

第2点目、行政として職員並びに関係者に対してどのように指導がなされていますか。総務部長さんにお尋ねします。

3項目めでございます。ラウンドアバウトについて。

私の母親になるべき人が、交差点での交通事故により48歳で亡くなりました。このことが一つの要因で、私は交通安全について、本市の道路維持、建設には強い関心を持つとともに、交通事故の減少を強く願っております。

そこで、信号機の要らない円形の交差点を環状交差点と命名し、時計回りの一方通行の交通ルールを適用する改正道路交通法が本年9月1日より施行されました。交差点に入る車は、手前で安全確認をすることが求められる。そして、交差点の中を走行する車を優先して、車が通過してから交差点に入るということでもあります。このラウンドアバウトのメリットは、直進する車と右折する車

の交差点内でのスピードが出しにくいために、大きな事故が理論上減少が見込まれる。高額な信号機の設置が不要である。信号機がないため、災害などでは、停電が起きても人的要因を確保する必要がなくなります。

例えば、長野県飯田市では信号機を撤去し、交差点方式による変更を全国初の試みで運用が始まりました。もう既に宮城県では、今月中、9月中に15カ所が予定されているとのことであります。また、今年度中に7県、15カ所に導入が予定されているそうです。これはインターネットから出しました。また、身近でいえば、岐阜市藪田の県庁前のロータリー交差点も数十年前から独自の円形交差点として運用されています。当時の県庁職員、技術者の先見性に対し感服しております。これもラウンドアバウトの一例ではないでしょうか。

そこで、本市のラウンドアバウトの導入はどうか、産業建設部長さんに見解をお尋ねします。

**○議長（若原敏郎君）**

1項目め、文化財表示看板等の設置についての質問の(1)現在本市には、史跡を含むどれだけの文化財に指定されたものがありますかと、(2)文化財表示等の看板を統一した看板にしてはどうかの2点についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

それでは、文化財表示看板等の設置についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、現在本巢市には、史跡を含むどれだけの文化財に指定されたものがありますかというお尋ねにつきましては、本巢市には先人が保護、保存に努められ、脈々と受け継がれてきたすばらしい文化財が数多くあります。現在、市指定文化財には、有形文化財48件、記念物38件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財7件の合計94件があります。また、そのほか県指定文化財14件、国指定文化財21件があり、合わせて129件の指定文化財があります。

続きまして2点目、文化財表示等の看板を統一した看板にしてはどうかのお尋ねであります。文化財説明看板につきましては、本巢市民及び他の地域からの見学者への周知及び利便を図るためにも大切なものと考えております。

現在、見づらい看板や破損している看板などは、優先度の高い場所から順次更新を行ってきております。これまで更新してまいりました看板につきましても、見やすく、わかりやすい説明看板の設置に努めてまいりました。今後の更新につきましても、修正が必要な部分も含めまして、統一のとれた見やすく、わかりやすい説明看板の設置を計画的にしてまいりたいと考えております。また、本巢市の重要な文化財を、ふるさと学習として利用を図るよう努めてまいりたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

2項目め、個人情報保護についての質問の(1)個人情報保護について、どのように取り組みがなされていますかと、(2)職員、関係者にどのように指導されていますかの2点についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、まず初めに個人情報についてどのような取り組みがなされていますかという御質問でございますが、本市では、個人情報保護が人格の尊厳に由来するものでございまして、個人の権利、利益を保護することを目的として個人情報保護条例を制定いたしました。この条例を遵守して、業務を遂行しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、情報システム及び情報端末における対策としましては、市が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を維持する情報セキュリティ基本方針を平成16年に策定し、住民情報を取り扱うシステムのアクセス権の制限のほか、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為、児童虐待等の加害者が住民票等の交付制度等を不当に利用して、被害者の住所を検索することを防止するための個人情報保護支援措置申請者管理システムの導入、情報の持ち出しやウイルス等による外部流出を防止するための使用可能記憶媒体の制限等を行っているところでございます。

続きまして、2点目の職員、関係者へどのような指導をなされているかという御質問でございますが、職員、関係者への指導につきましては、条例を遵守し業務を遂行するため、個人情報収集の制限、利用、提供の制限、適正管理、職員の義務、委託に伴う措置、個人情報を取り扱う事務の登録及び閲覧、個人情報の開示、訂正等について条文ごとに解釈、運用を記載いたしました本巣市個人情報保護条例解釈運用基準を作成しまして、全職員に周知徹底することにより、個人情報の取り扱いに当たっては個人の権利、利益を保護するよう努めております。

特に、本巣市個人情報保護条例の第9条の適正管理や第10条の職員等の義務、第11条の委託に伴う措置につきましては十分留意するよう指導しているところでございます。

また、市町村研修センター等で開催されます研修にも積極的に参加し、個人情報保護の重要性や制限、取り扱いの知識の習得にも努めているところでございます。以上でございます。

**○議長（若原敏郎君）**

3項目め、ラウンドアバウトについての質問の1番、本市の導入はどうかについての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

それでは、御質問のラウンドアバウトの本市の導入はどうかについて、お答えをさせていただきます。

本年9月の道路交通法の改正によりまして、信号機のない環状交差点における車両等の交通方法が定められたところでございます。

この環状交差点、いわゆるラウンドアバウトにつきましては、議員がおっしゃいましたように、既に全国で19カ所が運用され、今年度中に、さらに15カ所の運用開始が予定されておるところでございます。ラウンドアバウトの特徴や期待される効果につきましては、交差点を直進できないことや速度抑制、出会い頭事故の抑制、信号待ちによるいらいら防止やCO<sub>2</sub>の排出量の削減、交通渋

滞の緩和、また信号によらない制御方式のため、災害等による停電等の緊急時でも機能が保持できるなどのメリットが考えられておるところでございます。

一方、ラウンドアバウト自体の認知度が低く、導入の事例が少ないため問題点が明確になっていないことや、設計基準やノウハウもいまだ少なく、現段階では実用展開に少しつながりにくいこと、ラウンドアバウト方式にすると信号機を使った場合より広い土地が必要となるなどの問題も考えられますことから、今後は、導入事例や研究事例などを参考に、市民のニーズや今後の動向を踏まえ、本市での導入に向けまして研究してまいりますのでよろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

御回答ありがとうございます。

再質問はしませんが、私の思いとそれから要望を若干述べさせていただきます。

まず、第1点の文化財の表示看板ですけれども、統一を図るためにも当然予算措置が必要となりますので、予算措置に対してよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望とさせていただきます。

2項目めの個人情報についてですが、先日、市民の方から私に、個人情報の保護についてちょっと苦情を寄せられされました。そんなこともあって、今後の取り組み、指導による適正化を図られますことを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

3項目め、ラウンドアバウトですが、先日、交通事故の多発県でもあるお隣の愛知県、愛知県の一宮市のラウンドアバウトを確認されるということで、現地視察をしてみました。一宮市の職員さんにお電話をしたところ、他の都市からの問い合わせもかなりあるようでした。職員さんからの説明は、大変自信に満ちた説明でありました。一宮市の市街地は道路も狭く、狭いところが多くあります。一宮駅の駅前200メートルほど手前に、交差点のラウンドアバウトが運用されております。これは、道路幅員が狭い中での運用で、大変参考になると思ひます。愛知県では、一宮市、常滑市、豊橋市、この3つはなんか運用されていたり計画されているようです。比較的近いところでもやられております。

本市では、今後建設される東海環状自動車道、仮称糸貫インターが建設予定でございます。そういったインターに乗り入れる付近の交差点なんかをラウンドアバウト化し、交通安全上の措置として導入を検討することはどうかということ。また、モレラ付近の交差点の渋滞緩和として検討してはどうかと思ひます。本市でも1、2カ所検討してはどうかと思ひますので、よく検討をしていただくことを要望させていただきます、これを持ちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、3番 鏑本規之君の発言を許します。

○3番（鏑本規之君）

今回の一般質問の最後の質問者ということですので、たくさんの質問があつて皆さんもお疲れの御様子でございますけれども、私の質問に対しても、明解な回答をしていただけるようお願いをして、私の質問に入らせていただきます。

前日も、入札のことに對して質問をしたわけですが、その中で副市長さんが、すぐれた健全な業者の育成、工事の品質管理、品質の確保の観点から、格付、また請負金額の基準などの見直しをするというような回答をされました。その回答を得てからもう3カ月が過ぎたんですけれども、そこでお尋ねをしたいと思います。どのような検討をするということでしたので、どのような検討をされているのか。また、検討された内容について、いつから実施をされるのかお尋ねをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、入札制度の変更につきましては、建設業は、地域の雇用を支えるとともに除雪や災害発生時の対応など地域の安全、安心を確保する上で大きな役割を果たしてお見えになります。

地域における健全な建設業の育成は、重要な課題であることを踏まえまして、技術と経営にすぐれた業者の育成及び公共工事の品質の確保という観点を考慮の上、議員から御指摘をいただきましたABCランクの格付、または請負金額の基準を下げるなどの見直しを行うとともに、事業所の方への周知期間を含め、平成27年4月より新たな制度を実施できるよう、現在検討しているところでございます。

また、建設業者にとって除雪機械の保有が大きな負担であることを踏まえまして、除雪協力業者に対しましては、指名等での優遇策につきましても、今年度に除雪協力をいただきました業者について、平成27年4月から発注する案件から優遇措置を適用できるよう、現在検討を進めております。また、入札契約制度におきまして、下請届の廃止や前払い申請時の書類の簡素化については、本年10月1日より実施することとしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

鏑本規之君。

**○3番（鏑本規之君）**

私の質問は、前にも質問をしたんですね、そして請負金額Cランクとすると、800万以下というものに対して、400万円ぐらいにしたらどうですかということの質問をしたわけです。そういうものに対して、検討をするという回答だったんですけれども、今の回答の中におかれましてはその金額等のことが触れておられませんし、また検討の内容についてでも、もう少し具体的に説明をしていただかなければ次の質問に移れませんので、よろしく願いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

具体的な検討内容につきましては、現在検討中でございますし、各業者の格付につきましても、業者の決算時の状況において県の経営審査結果に基づき、格付の変更もあります。各ランクの業者数の増減がございますので、また各年度において1工事当たりの工事金額や工事件数も異なります。さらには、地方交付税も年々削減されまして、普通建設事業、予算の削減をせざるを得ないことも考慮しますと、こうしたことに余り左右されない方法がないか、また市の状況も踏まえて検討しておるところでございます。金額につきましても、ここではっきり申し上げると誤解を招くといけませんので、金額についても検討を十分させていただいておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

もう1点は、実施時期についての質問をしてあるかと思うんですが、その回答もなされておられませんけれども、るるの説明を私が勝手に解釈しますと、年度初めからやるというような方向で解釈をしてもよろしいかと思うんですが、間違いありませんか。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

先ほどの答弁の中におきまして、実施時期につきましては、事業者への周知期間も含めまして、平成27年4月より新たな制度で実施できるよう、現在検討していると申し上げたところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

わかりました。私の一般質問の中について、金額の提言等々を今審議しておっただけということ、その内容については詳しくは言いませんけれども、来年度の4月1日から実施をするというふうの回答と思われま。

けれども私としては、いいことは少しでも早くやったほうがいいんじゃないかなという思いがして、改めて質問をいたします。

今、除雪のことも出ましたけれども、今回11名の議員が、災害対策についての質問を6名の議員の方が行いました。その中において、いろいろなお話もあったかと思うんですけれども、私が思うに、建設業界の方たちとは災害協定を結んでいるわけなんです。その災害協定を結んでいる中にお

いて、ものが発生してから出動する災害協定が多いかと思っております。私の思いの中では、災害が起きる前に災害を極力少なくするために、ユンボ等をトレーラーに積んで、災害対策本部ができたときに、すぐに危ないと思われるところ、また危険が及ぶんじゃないかと思われるようなところに対して、一刻も早くトレーラーでユンボを運んで、水の流れ等々を回避するというようなことも災害協定の中で結ばれるといいかなという思いもしておるわけなんです。そういう協力の中において、建設業というものがこの本巢市の中において、災害においても、いかに重要な立場にあるかということ踏まえて、建設業界の方々が一刻も早くそういう形にしてほしいという要望の中から私が一般質問したわけなんです。ですから一刻も早く、そんなに大した問題もなかろうかということ、前の一般質問のときも申しましたように、800万円を400万円に、仮にCランクの場合、下げたところでさほどの大きな問題もなかろうかというふうに質問をしたわけなんです。また、品質管理等から考えてみても、そういう事案があったことによって質問をしたわけなんです。また同じような事案が起こらないとも限りませんので、今、検討しておる中で、できるものがあれば、一刻も早く検討していただければ幸いかと思っております。もし、そういうものがあるとするなら、答弁よろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

業者の格付や請負金額の基準などの見直しにつきましては、業者の受ける利益、不利益に格差が想定されますので、年度途中ということではなく、年度を基準として改正することが適正ではないかということ考えております。ただ、先ほどの一番最初の答弁で申し上げましたように、入札、契約制度につきましては、下請等の業者の事務の簡素化を図るため、10月1日より実施していきたい事項もございますのでよろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

何事もスピーディー、早く物事をなすということは、市民にとって利益になると私は思っているわけなんです。それから、もう少しきつい言い方をさせていただければ、そういうものを早く制度をきちんとすること、何も年度年度でやる必要はなかろうかと。岐阜県においても、また岐阜市においても、ルール改正を途中なかでやって、市民の要望に応えるということは過去にも今でも行われておりますけれども、本巢市においては少し亀さんかなあという気がしております。

そこでお伺いいたします。

物事の決め事において、特に入札等においても、どうしてそういうものが早くできないのか、公平、不公平ということもあろうかと思っておりますけれども、できない理由がもしあるとするなら、お答えを願います。

○議長（若原敏郎君）

鏝本議員、今の質問で1項目め5回目ですので、御了承。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

工事の発注に際しましては、用地買収とか境界確定、地元調整が完了しなければ発注できない工事、または農業用水の利用時期等を勘案して発注しなければならない工事とかがございます。また、公共事業につきましては、国・県からの補助金の交付決定を待ってからしか発注できない工事もございますので、早期発注が難しい工事もあるということをお理解願いたいと思います。

また、工事の発注見通しでございますが、工事の発注件数につきましても、余り集中しないように平均化にも努めております。

いずれにしましても、限られた職員の中で早期発注に努めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

議長に一言申しておきますけれども、私の質問は、今、私の頭の中では、3番目のスピードアップというところに来ておるんですけれども。だから、5回目ということは何かちょっと理解ができませんので、改めて言っておきます。

もう一度、3番目ということで質問をするとするなら、今のことになるわけなんですけれども、スピードアップができない理由ということで、いろいろな理由がなされたかと思っておりますけれども、その理由は、はっきり言うと、やらないための理由なんです。早く入札を行う、工事が早く行えるようにするためにはどうしたらいいかということの知恵がない。水が来る、田んぼのことがあるからできませんよ、じゃなくしてですね、そういうふうに水が流れているけれども、できる方法はないかということを検討するのが前向きな検討。やらないための検討はやっても意味がない。やるための検討をしていただきたいかと思っております。

それから、そういうものじゃないもの、もうすぐに発注してもいいような事案も結構あるかと思っております。予算が組まれた段階において、極端な言い方をすれば、明けの日に出しても結構かと思っておりますけれども、そういうものがいまだに発注されていないことについての意見、また何か理由がありましたら、改めて質問をいたします。

○議長（若原敏郎君）

今、鏝本議員、予算成立後の着工までのスピードアップって、2番の質問にもう入ったんですか。

○3番（鏝本規之君）

スピードアップの中にそれが、言葉が入っておるだけなんです。

○議長（若原敏郎君）

2番ですね。

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

予算成立後の工事着工までのスピードアップにつきましてでございますが、公共工事の発注に当たりましては、市内の建設業者の育成や建設労働者の雇用の安定等を図るために、地元業者の受注機会の確保とあわせまして早期発注に努めているところでございます。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や、本巢市公共工事等の入札及び契約に関する事項の閲覧要綱に基づき、予定価格250万円以上の工事につきましては、入札及び契約の方法並びに現地の条件や必要な工期等から検討いたしまして、入札を行う時期を記入した公共工事の発注見通しを年度当初に公表しております。今年度におきましては、6月末までの第1四半期発注見通し工事42件にしまして、早期に着工可能であった工事を37件発注している実績でございます。また、9月末までの第2四半期発注工事見通し工事51件に対しまして、8月末現在で26件を発注している状況で、おおむね見通しどおりの発注を行っているところでございます。

今後におきましても、早期発注を基本といたしまして、現地の施工条件等を考慮し、計画的に発注するよう努めてまいりたいと考えております。

また、工事着工までの手続でございますが、担当課における施行伺いをもとに、毎月2回実施します指名委員会で、指名業者や公告内容を審議された後に発注し、入札契約しているところでございまして、事務手続についてもできる限り最短に契約できるようにするなど、発注までの期間短縮に努めているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

鏝本規之君。

**○3番（鏝本規之君）**

今、私の質問した中で、入札の金額、また格付等も私の意向に近い方向で検討しておるようでございますし、また入札のスピードも速くやるように努力しておるということでございますので、ここまでの、3番までの質問はこれで終わりたいと思っております。

4番目について、市長にお伺いをしたいんですけれども、今、答弁等々で入札工事にかかわらず、市における対応、私から見ると非常に遅いというように思っております。民間企業においては、これだけゆっくりやっておると3年後には会社がなくなっているのではないかなというふうに心配をするわけでございます。

市長においては、過去においても分庁舎方式等々、どのようにしたらいいですかというような質問をしました。いろんな難点もあるけれども、前向きに検討していくというような回答をいただいたかと思っておりますけれども、今予算の中にもそういうことが含まれておりませんし、そういう

ことがいまだ私の耳に入ってきておりませんが、市長等と色々な質問等、先輩議員また同僚議員が質問したことに対してでも、検討しますということが多々あるけれども、検討検討でいつまでたっても検討というような形が多かろうと思っておりますので、市長としての思いを、ありましたらお答えを願います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

何か答弁も、検討、検討ばかりというお話でございますけれども、先ほど来、市における対応の迅速化ということで、それぞれ部長のほうから、契約関係についても迅速化のお話をさせていただいているところでございます。言うまでもなく、契約だけにかかわらず全てそうですけれども、行政事務においてはやっぱり敏速にやっていくということが大変重要なことでもございます。特に市民のニーズが多様化する中でも、やはりしっかりとしたスピード感を持って丁寧に対応していくということが必要な時代になってきているということでもございます。こういったものは、職員一人一人が今後の契約だけではなくて、ほかの全ての仕事もそうですけれども、市民に対して懇切丁寧にしなごうら、なおかつスピード感を持って、おくれることのないように事務事業を執行していただくということに一人一人が努めていくということが求められているのではないかと思っております。

そうした中で、先ほどちょっと分庁舎の話もございました。分庁舎等、いわゆる統合の問題というのでもございますけれども、やはり分庁舎において、分庁舎方式をとることによって、スピード感にちょっと欠ける部分、いわゆる対応のおくれておるところと部分というようなことも、わずかながらでもあろうかと思ひます。また逆に、分庁舎をやることによって、市民の皆さん方の近いところにあつて、やはりサービスも動く、そしてまた機敏に早くやっていただけるというのを感じておる分野もございまして、一概にそれがどうかということはあるかと思ひます。ただ、その分庁舎の中でのやり方で、市民の皆さん方に喜んでいただけるものは、この後も統合舎としてもその後のものがしっかりとこれからも行くという利便性のところは残しながら管理部門等々のところは、一本化していくというような方向というのが、私は必要であろうということで、前回は鏗本議員の御質問にもそういった関係のお答えをさせていただいておりますし、近い将来、ぜひそういう方向へ持っていきたいなと思ひしております。

特に今回、災害関係では大変多くの御質問をいただいておりますけれども、まさしく災害対応をやるときには、やはり4つの庁舎でばらばらで職員がおるといふことでは、今回の災害対応でも、なかなか連絡そして調整というのがなかなか難しい部分もございまして、今、そういったことを考えますと、災害対応のような管理部門でしっかりとやるところは一本化して、できるだけスピーディーにやったほうが市民のためにもなるし、市民の安全・安心を守るということでも大変いい方向に行くんじゃないだろうかというふうにお思ひしております、前回の12月の定例会のときにも御質問にお答えしましたような形で、分庁舎のところでのいい距離で市民の皆さん方に喜ばれているものは、

そういう部分は残しながら、管理部門のところは一本化をしてスピーディーに災害対応等を含めてやれる体制づくりというのをしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。いつまでも検討検討だけではなくて、そういうものを検討しながら前向きに、できるだけ早くそういう方向にできるように進めていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

分庁舎方式が全て悪いというわけではありません。今言われるように、いいところは早く一本化をしてやることをお願いをしておきます。それこそ、10年20年先に一本化というのではとても納得はできませんので、少しでも早くできるものはやるようお願いをして、次の質問、超スローな問題についてお伺いをいたします。

今回、私が2番目に質問をする市名義の土地については、本当に超スロースローの45年以上の経緯がたっている問題についてでございます。

市名義の土地についてを質問するわけなんですけれども、私の聞くところ、この市名義の土地になっているけれども、実質的には個人もしくは団体等が所有権を持っている、権利を持っているという土地が、私の耳に入ってきただけで2件あります。

1件は、真正中学校のグラウンドに接する南の土地、またもう1点は、私のうちのすぐ近くなんですけれども、西町自治会内にある土地が市の名義になっているけれども、名義はそうだけれども、私たち自治会のものですよと、こういうふう聞いております。まだほかにもあると聞いておりますけれども、今言った2点以外にもあるのかお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

市名義の土地であって、実質所有がほかにあるという件につきましては、今議員から御指摘いただきました西町の土地並びに真正中学校グラウンドの土地に関するのみだと聞いておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、答弁の中に、この2点を今のところ掌握していると。ほかは聞いておらないということですが、そうであるとするならこの2点に絞って質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。ですので、通告と少し違った内容になるかと思っておりますけれども、よろしく願い

をいたします。議長におかれましてはそのように進行のほうをよろしく願いをいたします。

では、まず真正中学校のグラウンドの南に接する土地ということなんですけれども、資料として提出してありますこの覚書等も含めて質問をしていきたいと思っております。

議長にお願いをするわけなんですけれども、私は質問時間が限られておりますので、この覚書等の朗読等は執行部のほうでお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 04 分 休憩

---

午後 2 時 05 分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

鏑本規之君。

○3 番（鏑本規之君）

私の質問の中で、真正中学校のグラウンド内にあるということで、持ち主と言われる、権利を持っていると言われる、実名を出すわけにはいきませんので、甲というふうにしておきますけれども、甲さんの覚書等が添付してあるかと思っております。そこでお伺いをするんですけれども、もともと今、市の名義になっているんですね。この市の名義になっている土地を執行部のほうでは市の土地と認識しているのか、この覚書に書かれているとおり甲さんのものというふうには認識しておられるのか、お答えを願います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

真正中学校のグラウンドに隣接する土地につきましては、合併時の事務引き継ぎにおきまして、真正町から問題なしとして引き継ぎがなされております。この土地につきましては、登記簿上は本巢市となっておりますが、原則でございますが、市の財産であると考えておりますが、覚書等いろいろな問題のある土地と伺っております。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

暫時休憩します。

午後 2 時 07 分 休憩

---

午後 2 時 09 分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

鏝本議員におきましては、今、この通告によりますと(3)の使用者との行き違いになった経緯・原因とは、その3番のところですね。それで今、添付されている覚書等の資料がついておりますけれども、書類が出ておるんですが、その詳細に当たってはかなり以前のものですので、答えがはっきりできないところもございますので、その点御理解の上御質問のほうをお願いします。

鏝本規之君。

### ○3番（鏝本規之君）

今、議長のほうから、これだけの書類だけでは明解な答えも執行部としてはできないだろうというところで、ある程度フアジーな部分があるということ为前提にして、改めて質問をさせていただきます。

この覚書にあるように、それぞれの言い分があろうかと思っておりますけれども、もうこの問題が発生して約50年近い、四十五、六年たっているのかな。あの中学校がもうできてそのぐらいの年月がたっているんだと思っております。覚書等が2通あるんですけれども、一番古いのになると昭和54年当時の覚書ということは、その前からいろんないきさつがあったかと思っております。この年代をずうっとひもといてみますと、大体区画整理の時期と統合するのではないかなというふうに思っております。土地の区画整理等々の中において、いろいろな問題が生じた中での覚書等ではないかなというふうに臆測をしておりますけれども、執行部のほうにおいての思惑というのほどの点にあるのかお伺いをいたします。

これは、西町の土地も一緒ですので、よろしくあわせて御回答のほどよろしくお願いをいたします。

### ○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

### ○総務部長（神谷義幸君）

まず、西町の土地の状況でございますが、西町の土地につきましては、土地改良前の土地名義人が一村総持であった小さな4筆の土地を将来地元の公民館用地として、昭和45年に施行いたしました土地改良事業において、1カ所に集約した土地でございます。登記簿上は本巢市となっておりますが、地元自治会が公民館用地として当時から管理されてきている土地であり、所有権は地元にあるものと考えております。土地の所在は、本巢市上真桑字西境607番地、地目は田、面積は560平米でございます。また、市有地名義ですので、固定資産税はかかっておりませんし、地元も使用されていないとお聞きしておりますので、使用料もかかっておりません。あわせて申し上げますと、今後の対策につきましては地元自治会と協議をして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、グラウンド用地の関係でございますが、この昭和54年の覚書を見る限り、確約書並びに質問書、回答書がこの覚書の以前にあったように記載されております。この覚書につきましては、真正中学校新築事業に係るための補助金を得るために、事業認可申請書を県に提出する必要がございましたので、敷地内に隣接する、持ち主甲の方の賃貸借契約が必要となったことによりまして、

その提出をお願いする覚書となっております。これは覚書の内容でございますが、そのような内容でございます。

それから、もう1つの覚書でございますが、前についている方の昭和55年2月1日の覚書でございますが、土地の交換ということの覚書となっております、中を見ておりましたもこの書類だけでどこまで判断できるか全く不明でございますが、持ち主甲の土地が耕作不能となりましたので、賃借料を当時の真正町に求めたものが一つ記載がございます。それから、もう一つとして、甲、持ち主でございますが、土地実測面積7,426平米を合筆、分筆登記をなし、位置を明らかにするものとするということで、これもちょっとはつきり意味がわかりませんが、なぜ土地改良事業におきまして土地実測面積をここで記載されているのか理由がわからないところでございます。普通は土地改良事業でございますと、公簿面積から減歩されて行うのが土地改良事業でございます、ここで実測面積を申し言われていることが理解できない状況でございます。

それから、またこの内容でございますが、甲、持ち主所有の土地の実測面積7,426平米のうち、6,081平米につきましては、乙、真正町が所有する土地改良組合の土地と交換することとなっております。そして、その7,426平米から6,081平米を引きました残面積につきましては、現在の真正町の公民館の北側に確保するというような内容となっております。それが現在の真正中学校のグラウンドに隣接土地という状況でございます。

それから、甲、この土地の持ち主と真正町所有の土地の交換につきましては、土地改良区住吉区の登記完了のとき、交換の所有権移転を行うということになっております。登記完了後この甲の土地の持ち主の土地については、真正町はいかなる事由が生じても公権力の使用によって自由を侵害してはならない。この覚書の定めのない事項についてはその都度甲乙協議して定めるということで、議会からも含めて印鑑がとってございます。また、最初の覚書につきましても、なぜか、普通ですと真正町長の1人が覚書にサインすればいいんですけれども、議会議長、教育長、助役等連名になっているという変な状況でございます。余り中身わかりませんので、とりあえず以上のような状態でございます。よろしく申し上げます。

[3番議員挙手]

**○議長（若原敏郎君）**

鏝本議員、通告に従って、今3番のところのだったと思いますが、とにかくその後まだありますので、通告に従って質問するようによろしく申し上げます。

**○3番（鏝本規之君）**

議長に先ほどお願いしたとおり、通告どおりに行きませんということ承知しておいてくださいということでございます。私はまだたくさんほかのところがあるかと思いましたがそういうことになりましたけれども、2点に絞ってということになりましたので、少し変わってくるかと思っております。

今、るる総務部長さんのほうから覚書等々の説明がありましたけれども、簡単な言い方をすると、自分が持っておったと主張する土地が7,000平米ありましたよと。その土地の登記をしてください

と。登記が済んだ後に市が持つておる6,000平米の土地と交換しましょうと。残った1,300平米を今の中学校の南の土地に名義を移してくださいよと、そういうことでよろしゅうございますかというような覚書かと思っております。最後に言われた、この難しいような行使権ですか、早い話が、学校と公民館の間にある土地ですので、授業をやっているから音の出るような農作業をするんじゃないとか、そういうことを言わないようにというような意味の覚書かと思っておりますけれども、その内容について余りよくわからないというような答弁でございましたけれども、よくわからないような覚書にその当時の議長また町長等々、署名・捺印をしてあることが一つの問題かと思っております。もう1つは、この甲という人がいまだに私の土地であると主張するとするなら、この覚書が非常に正しいものであるとするなら、いつでも市としてはその人の名義にかえることは、何らさわりはなかろうかと思っておるわけなんですけれども、そういう動きを甲の人がされておるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

私の立場で申しますと、直接その地権者の方と直接お話ししたことはございませんので、その思いも聞いておりませんので、どのような思いでお見えになるかはちょっとわかりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

本来ですと、市とのこういう覚書があって、土地をこういうふうにして名義を私の名義にしてくださいよということで覚書がなされておれば、普通、正当な理由があるとするなら一刻も早く自分の名義にするように行動を起こすなりするのが本意だろうと思うし、当然地主はそのために覚書をしておるのですから、そのことに対してアクションを起こすのがしかるべきだと思っておるわけです。それが、四十数年にわたって行動に移されない、またそれに対して市のほうも対応していないということによって、今、あの学校を使っておる生徒の方たちが非常に不便をしておるわけなんです。ですから、わからないわからないだけでこの四十数年過ぎてきたことにおいて、少し言いにくいことであろうことですので、私が質問をしたわけでございます。

一刻も早くあのグラウンドを整備して、前にも先輩議員がマイマイガのことで非常に苦慮しておるといような一般質問等もされております。ことしはまたそのマイマイガもすごい勢いでふえている。また、春になればそのマイマイガが毛虫になって、いっぱい風に乗って、生徒にもし触れなくてもあれはもうすごい痛み、かゆみを感じるものなんですね。そういうものを少しでも排除するためにも、あそこにある木等々の伐採をすることが大事なという思いがしております。

また、父兄の中にはこの学校の卒業生、もうおじいちゃんになっているような人もいるわけなんです。孫が今行っているよと、また自分の子供がその学校に通っているよと、野球等をやるとあそ

こに野球の球を放り込むと、ホームランみたいなもので放り込むと、野球部に入れてもらえないというような形でつらい思いをしておる生徒もおると伺っております。

当然、私のところにそういう苦情、陳情があるということは、当然地元の議員の先生のところにもたくさんそういう苦情が行っているかと思っております。この問題が、30年も40年も放置されていることにおいては、非常に私としては、先ほど申しましたけれども、亀さん亀さんかなという思いがしておるわけです。スピーディーに解決する方法は何かないのか。部長ではお答えできなければ、市長にお答えを願いたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問、通告外ですが、市長どうされますか。拒否もできます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、この市名義の土地に関連して今いろいろる御説明がありましたし、それにつきまして今、部長のほうからいろいろとお答えさせていただきましたけれども、何分にも、この文書、覚書といわれるものが、発言通告を受けてからいただいたものでございまして、私自身も中をよく読ませていただいても、添付してないものがいっぱいありまして、どことどの何を言っているのか、はっきり申し上げまして、特定ができない、多分こんなとこだろうなというようなことが、先ほど鏝本議員からお話をしているのがその辺のことを指しているのかなという気をしながら、今、質問を聞いておりました。

いずれにいたしましても、この問題、こういう問題が出て発言通告をいただいて、あるということで少し認識をしながら今、真正中学校の今の土地の問題、こうやって甲、持ち主だと言っている方と、市との間の問題というのはちょっと時間をいただいて、またちょっとよく検討させていただければならないことかなというふうに思っております。

先ほど来ずっとお話しありまして、登記簿上はもう既に全部市の土地になってきておりますので、基本的には、形式上は市のものだというふうになってきておりますので、先ほど来いろいろありますように、税金の問題ですとか、使用の問題というのは発生をしていない形で今までずっと処理がされてきておるわけですがけれども、今回こうした覚書というような問題が出てきて、こういう問題がまたあると、そしてまた、先ほど部長お答えしましたように、市のほうへ引き継ぐときにも、これについては特にそう大きな問題はなくて、こういうような課題といたしますか、問題があるやにそういうようなことが報告されていたというようなことを、今回この発言通告を聞いてからお聞きしたということでございます。少しまたお時間をいただいて、またこれを今後どういう形で処理していくか、整理していくか、これまたちょっと時間をいただいて進めていきたいなというふうに思っております。ここの場でいろいろとお話を伺いまして、先ほど来申し上げているように、部長以下、私ども以下、詳細がよくつかめていない、何かわからない者が御質問のお答えがなかなか難しいということでございますので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、子供たちの中学校の敷地で、中学校のほうでいろいろなそういう問題があるということであれば、子供たちがしっかりとしたい教育環境の中で運動もでき、授業もできるそういう環境にしていくというのは我々ども市の責任でもございますので、できるだけそういうふうにならないように、またそこを踏まえながら処理していきたいなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、市長の答弁でも、はっきり言ってよくわからないというのが正直な気持ちだろうと思っております。簡単に答えが出るようなら45年もそのまま放置されているようなことではなかろうかと思っておりますけれども、私は、長屋の1件等を含めて、住民訴訟という形で市に対して、土地に対して、住民訴訟を起こした経緯があります。その中で、裁判所の判断は、わかりやすく言うと、市名義になっておる土地は市の財産であるということが明確にうたわれております。ですので、西町の件におかれましても、基本的には西町に権利がありますよということはここで述べられたけれども、それをまた、西町の住所に移す場合、地権者にその権利を移す場合においては、面積等いろいろあるかもしれませんが、無償譲渡の決議を議会のほうに求めることを願っております。

また、今回の学校の南の土地においては、いろいろな問題があるように思いますが、なぜ40年も50年もの長い年月の中において、私もこの覚書を読んでみますと、意味不明というよりも、何なんですかというのが正直な思いであります。最初のものから全て正しいとしていくなら、謄本等を照らし合わせれば住所移転がなされている、これはもう何十年という長い年月の中で培われたものが全て記載されておりますので、そういうことがもし実行されておるとするならば、土地の謄本等を見れば一目瞭然だと思っておりますけれども、そういうものが解決されているならば、この覚書等々もある程度は信用できるかなという思いもしております。また、一番最後に添付してある学校をつくる時の賃借料どうのこうのということも書かれておりますけれども、これも事実実際になされているとするならば、賃貸契約書等々が保管されていてしかるべきだと思っておるわけです。ですので、こういう覚書の一つ一つを塗り潰していくことによって、本当に正しい覚書なのか、本当の地権者はどこにあるのか等々がわかるかと思っております。

市長において、きつい言い方をさせていただくとするならば、こういう問題をまた10年先、20年先に残さないために、きつい方法かもしれませんが、法律上は市の財産となっております。よって、市の財産である以上、市が管理するのは当たり前であります。よって、今言われたようにマイマイガ等々、また父兄の方たち、またそこで勉学に励む生徒のことを思えば、一刻も早く更地にして、自由に使えるようにすべきだと思っております。もし、そういう行動に出て、地権者のほうから異議申し立てがあれば、それは受けて立つだけの技量を持てば、後は司法の場で堂々と争えばよかろうかと思っております。仮に、市が負けたとしても料金を払う、当然市が欲しい土地として

お金を払えばことは足りるかと思っております。ですので、勝っても負けてもいい方向に行くのではないかなと思っておりますので、勇気を持った判断と決断で一刻も早く、来年またマイマイガで大騒ぎするようなことがないように、あの土地を整備するなりする行動を起こすことが何よりかと思っております。そうすれば、甲という人も何らかの言い分があれば何らかの形で行動に移してくるであろうと思っております。役場等に来て、陰でございと言ったり、人様にごそごそ言うようなことなく、正々堂々と自分の土地は自分の土地なんだということで訴えを起こせばよろしいかと思っておりますので、執行部において、もう少し明細で調べられる範囲内は調べて、ある程度の準備ができた段階において、行動に移すことを希望しておきます。また、部長におかれましては、いろいろと調べてみるということでございますので、私が手に入らないような書類等がもし出てきましたら、私のほうに連絡をいただきまして、また改めて一般質問等をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私の一般質問、自分の思っておる思惑はある程度達成できましたので、本日はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

---

#### 散会の宣告

##### ○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月26日金曜日午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

なお、2時50分から全員協議会を開会しますので、議員の方は全員協議会室にお集まりください。

午後2時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

